

管内概況

平成30年版



国土交通省

九州運輸局 福岡運輸支局

目 次

I 福岡県の概況

1 地勢	1
2 福岡県の人口	1
3 福岡県の交通インフラ整備	1
4 福岡県における主要交通網の概況	2

II 管内の業務別概況

1 企画調整・総務企画関係業務	
・福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み	3
・福岡県における倉庫の概況	6
・旅客輸送の概況	7
2 輸送関係業務	
・乗合バスの概況	8
・貸切バスの概況	9
・レンタカーの概況	9
・タクシー輸送の概況	10
・自動車運転代行の概況	13
・貨物事業の概況	13
3 監査関係業務	
・自動車運送事業の監査の概況	15
4 登録関係業務	
・自動車登録の概況	18
5 整備・保安・検査関係業務	
・自動車検査制度及び点検整備制度の概況	28
・自動車整備事業の概況	29
・自動車の事故・公害関係の概況	30
・街頭検査の実施状況	31
6 海事関係業務	
・運航関係事業の概況	32
・船舶関連事業の概況	36
・船舶登録の概況	37
・モーターボート競走の概況	38
・船舶検査の概況	39
・船員関係業務の概況	39
・船員労働安全衛生関係業務の概況	40
・海技資格及び水先関係業務の概況	41
・船員職業安定関係業務の概況	41
・運航労務監理官関係業務の概況	42
・外国船舶監督業務の概況	43
7 独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部関係業務	
・独立行政法人自動車技術総合機構九州検査部の仕事	44

III 運輸支局等の概況

1 沿革	
・福岡運輸支局等の概況	47
・福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革	48
・若松海事事務所の沿革	49
2 主な所掌事務	
・福岡運輸支局等の主な業務内容	50
3 管轄区域	51

福岡県の概況

1. 地勢

福岡県の北部には、玄界灘、響灘、周防灘が、南西部には有明海が広がり、筑紫山地、筑肥山地、耳納山地などの山地や、筑後川、遠賀川、矢部川などの川があります。川沿いには平野が広がり自然に恵まれています。九州の北に位置する本県は、九州と本州を結ぶ交通の要衝を占めています。福岡、東京間880キロメートルに対して、福岡、上海間は890キロメートルとほぼ同距離にあり、福岡、ソウル間は540キロメートルと、朝鮮半島や中国大陆に極めて近い位置にあります。福岡県の面積は、約4,986平方キロメートルで、全国29位の大きさです。（平成29年）

2. 福岡県の人口

福岡市、北九州市の2つの政令指定都市を持つ福岡県の人口は、平成30年4月1日現在509万9,604人（推計）です。また、福岡県には29市、29町、2村があり、これら60市町村（平成30年10月1日現在）は地理的、歴史的、経済的特性などから、「北九州」「福岡」「筑後」「筑豊」の4地域に分けられています。

3. 福岡県の交通インフラ整備

(1) 道 路

主要国道として、北九州から福岡を経由して県の西側を南北に縦断する国道3号線の外、県の東側に国道10号線があり、国道200号、201号、209号、210号などが縦横に整備されています。

高速自動車道は、国道3号線にほぼ並行するように北九州～福岡～久留米を経由して南北に縦断する九州自動車道、鳥栖から大分方面に県南部を東西に大分自動車道が、県西部には西九州自動車道、県東部には東九州自動車道が開通（平成28年4月）しました。

都市高速道路は、福岡市と北九州市に整備されており、福岡市においては、市西部から南部を経由する外環状線（福岡都市高速5号線）が平成24年7月に全線開通し、放射環状型の自動車専用道路ネットワークが整備されました。

また、地域間の連携強化及び広域的な交流を促進するため、国道443号山川バイパス、国道442号八女筑後バイパス、国道385号三橋大川バイパスなど、幹線道路の整備が進んでいます。

(2) 鉄・軌道

新幹線は、山陽新幹線が北九州から福岡まで整備されている外、九州新幹線鹿児島ルートが平成23年3月に全線開業しました。長崎ルートについては、平成24年6月に武雄温泉～長崎間を一体的な事業として工事実施計画が認可され、概ね10年後の完成を目指し工事が進められています。

JR線は、国通3号線沿いに鹿児島本線、国道10号線沿いに日豊本線があり、その外、筑豊本線、久大本線、筑肥線、日田彦山線、篠栗線が整備されています。

民鉄線としては、西日本鉄道が太宰府線、甘木線の支線を含めた福岡から大牟田までの天神大牟田線、及び福岡から新宮町までの貝塚線、筑豊電気鉄道が北九州から直方まで、第三セクターとして、甘木鉄道が甘木から佐賀県基山まで、平成筑豊鉄道が行橋から直方まで整備されています。

また、都市鉄道・軌道として、福岡市内には地下鉄線が3路線、北九州市内にはモノレール1路線が整備されています。

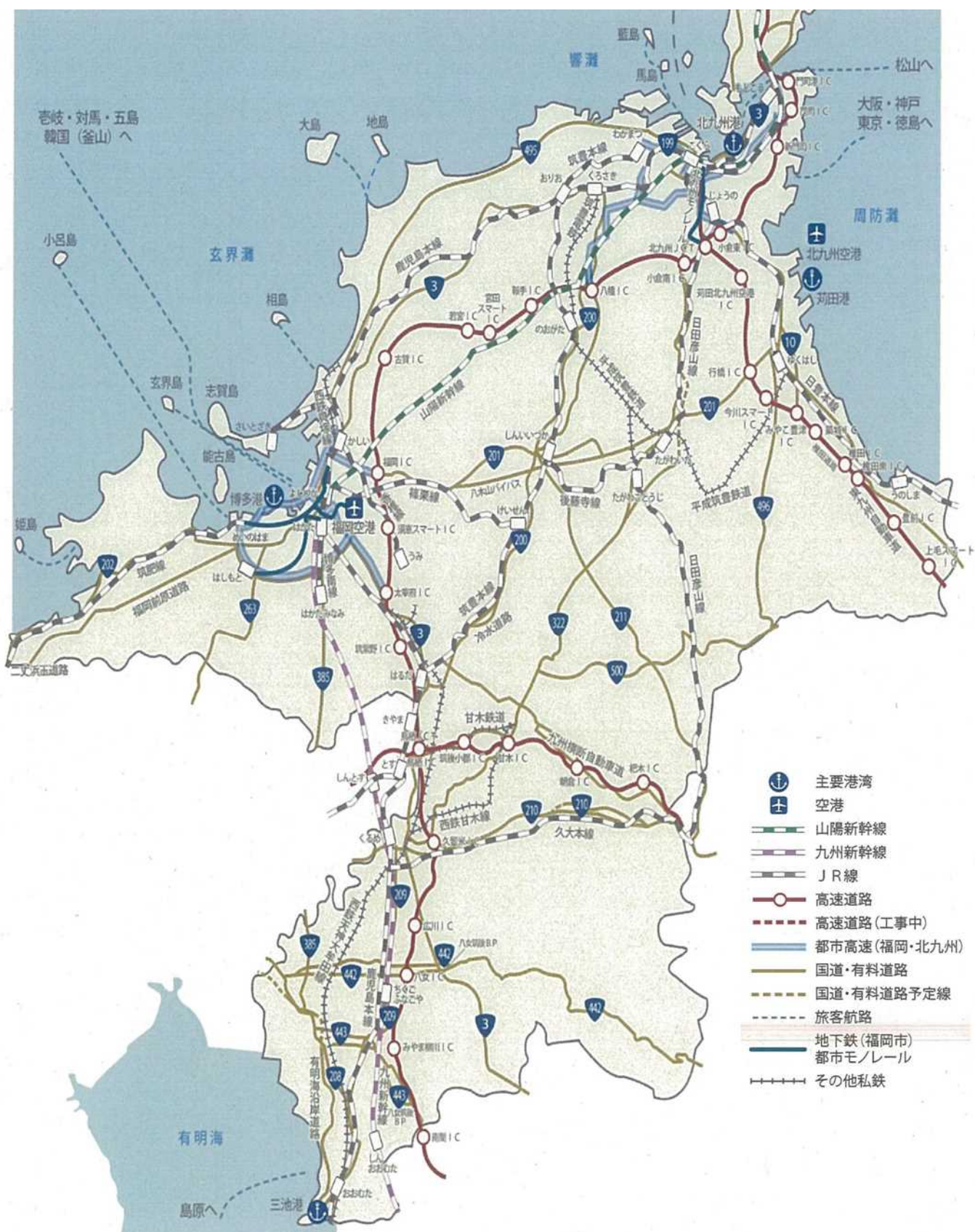
(3) 港湾・空港

港湾は、国際拠点港湾の北九州港と博多港、重要港湾の苅田港と三池港があり、北九州港には太刀浦、ひびきコンテナターミナル、博多港はアイランドシティ、香椎パークポートのコンテナターミナルが整備拡張されています。

空港は、福岡空港と北九州空港があり、北九州空港は24時間対応型の海上空港として整備されています。

また、福岡空港は現在、国内線側の平行誘導路二重化事業により、構内道路再編、エプロン改良等を実施しています。

福岡県における主要交通網の概況

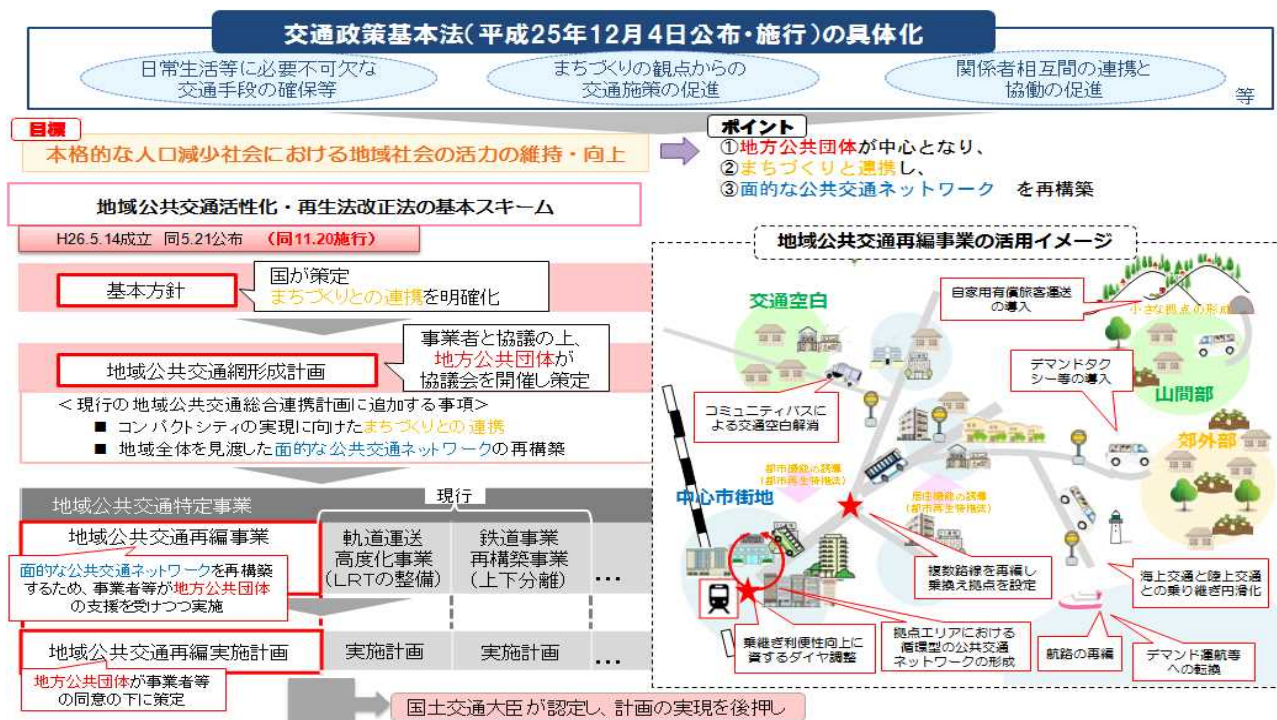


福岡県における地域公共交通確保維持事業の取り組み 企画調整担当

① 住みやすく、活力に満ちた地域社会の実現に向けた取り組み

平成26年5月に地域公共交通活性化・再生法が改正され、交通政策基本法(平成25年12月公布・施行)の基本理念に則り、①地方公共団体が中心となり、②まちづくりと連携し、③面的公共交通ネットワークを再構築する仕組みが構築された。

同法に基づく管内における地域公共交通網形成計画(「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」)を策定する動きについては、平成26年度から平成29年度にかけて22自治体が策定を完了しており、平成30年度には4自治体が策定に取り組み中である。



② 地域公共交通確保維持改善事業

地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援

地域公共交通確保維持事業 (地域の特性に応じた生活交通の確保維持)

平成31年度予算額 220億円
(対前年度比 1.05)

＜支援の内容＞

- 幹線バス交通の運行
地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援。
- 地域内交通の運行
過疎地域等において、コミュニティバス、デマンドタクシー等の地域内交通の運行や車両購入等を支援。
- 離島航路・航空路の運航
離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援。

地域公共交通バリア解消促進等事業 (快適で安全な公共交通の構築)

＜支援の内容＞

- ノンステップバス、福祉タクシーの導入、
鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備、ホームドアの設置 等
- 地域鉄道の安全性向上に資する設備の更新等

地域公共交通調査等事業 (地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の後押し)

＜支援の内容＞

- 地域公共交通網形成計画等の策定に係る調査
- 地域公共交通網形成計画等に基づく利用促進・事業評価
- 地域におけるバリアフリー化の促進を図るための移動等円滑化促進方針の策定に係る調査

※交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向け、都道府県と複数市町村を含む協議会が主体となった協働による先行的な取組に対し、地域公共交通網形成計画の策定やバス等の運行への支援の特例措置により後押し(地域公共交通協働トライアル推進事業)

※国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画、地域公共交通再編実施計画等に基づく事業(地域鉄道の上下分離、地方路線バスの利便性向上、運行効率化等のためのバス路線の再編、デマンド型等の多様なサービスの導入等)について、まちづくり支援とも連携し、特例措置により支援

⑤ 新モビリティサービス推進事業

平成31年度予算額 3.06億円(新規)

背景

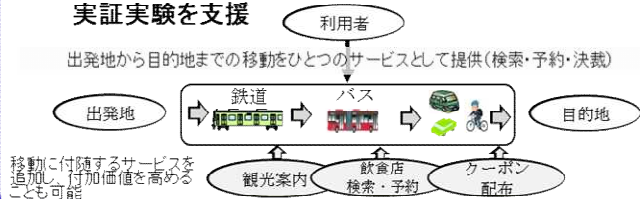
- 近年の交通分野においては、大都市圏における道路混雑、過疎地域における少子高齢化等に伴う交通サービスの縮小や移動そのものの縮小、さらにはドライバー不足が発生するなど、交通サービスに様々な問題が生じている。
- 一方で、ICT、自動運転等の新たな技術開発などが進展するとともに、様々な移動を一つのサービスとして捉えるMaaS(Mobility as a Service)の概念の登場など、交通分野の様々な課題を解決する可能性のある取組の検討が民間主導で進みつつある。国土交通省では、「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」を開催し、日本型MaaSのあり方、今後の取組の方向性を検討中。

都市部・地方部において、新たなモビリティサービスの創出を目指す。

多様な地域での実証実験の支援×オープンデータの実証実験 による新モビリティサービスの共通基盤の実現

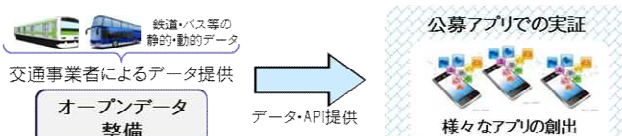
新モビリティサービス実証実験の支援

- 多様な地域において多様な主体が参加するMaaSの実証実験を支援



オープンデータ化の推進に向けた実証実験

- 公共交通分野における民間の主体的なオープンデータ化を推進する上での諸課題を検討するため、オープンデータを活用した実証実験を実施



日本型MaaSの共通基盤の構築の実現に向けた検討

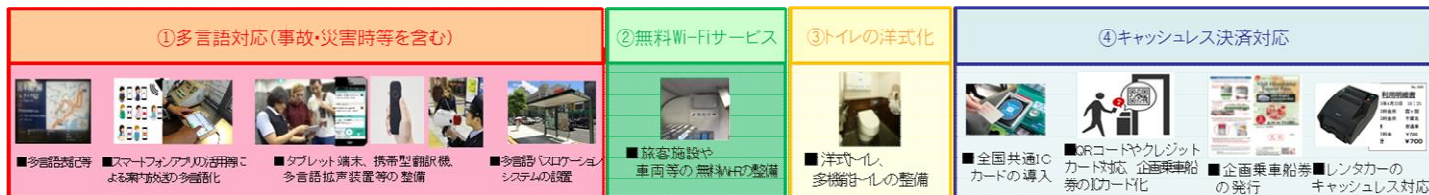
- 新モビリティサービス実証実験の支援やオープンデータ実証事業の成果を踏まえつつ、日本型MaaS共通基盤の実現に向けたデータ連携のあり方等の検討を行う。

⑥ 公共交通利用環境の革新等

平成31年度予算額 55億円(新規)
(国際観光旅客税財源充当事業)

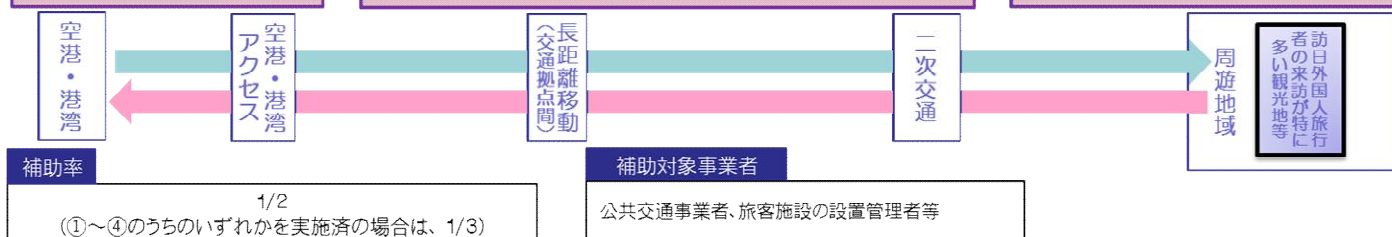
- 地方部への外国人旅行者の誘致の加速化に向け、我が国へのゲートウェイとなる空港・港湾から訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等に至るまでの公共交通機関の利用環境を刷新するため、外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進め、シームレスで一貫した世界水準の交通サービスを実現する。

①～④をセットで整備



※通常は整備が想定されない場合(例: ②無料Wi-Fiサービス(レンタカー等)、③トイレの洋式化(バス、タクシー、レンタカー等)等)については、適用除外とする。
※①及び④については、少なくともいずれか1つ実施。

✦ (あわせて⑤～⑦を支援可能)



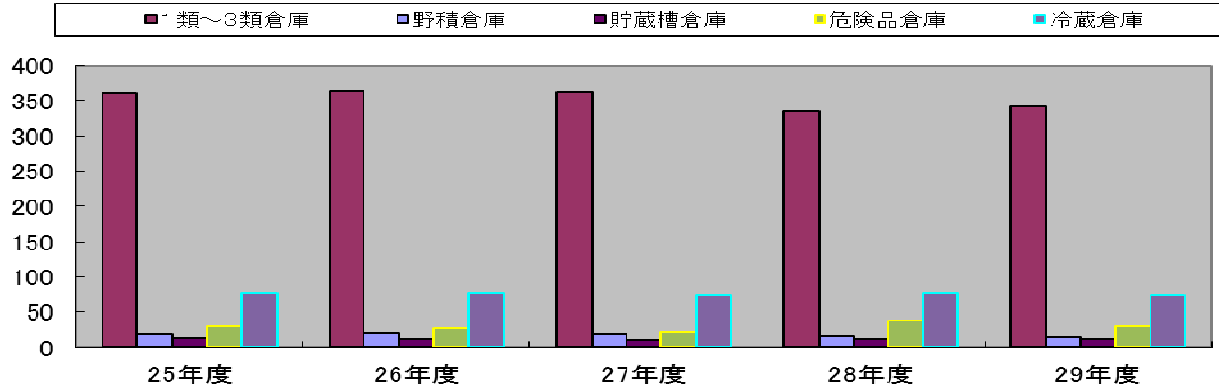
福岡県における倉庫の概況

総務企画担当

管内の平成29年度末の事業者数は、普通倉庫342社、冷蔵倉庫75社で、それぞれ前年度比約102%、約97%となっている。

庫腹量は、1～3類倉庫2,912千㎡、野積倉庫276千㎡、貯蔵槽倉庫626千㎡、危険品倉庫117千㎡、冷蔵倉庫2,299千㎡となっている。

1. 福岡県事業者数(者)



	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	前年度比
1類～3類倉庫	361	364	362	335	342	102.09%
野積倉庫	19	21	19	17	15	88.24%
貯蔵槽倉庫	14	13	12	13	13	100.00%
危険品倉庫	30	28	22	39	30	76.92%
冷蔵倉庫	77	78	75	77	75	97.40%

2. 倉庫事業庫腹量

(単位: 千㎡)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	九州管内
1類～3類倉庫	2,578	2,635	2,732	2,809	2,912	4,828
野積倉庫	300	297	294	287	276	787
貯蔵槽倉庫	637	627	626	501	626	2,055
危険品倉庫	119	109	109	163	117	328

(単位: 千㎡)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	九州管内
冷蔵倉庫	1,997	1,997	2,058	2,131	2,299	4,931

3. 保管実績

(1) 普通倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

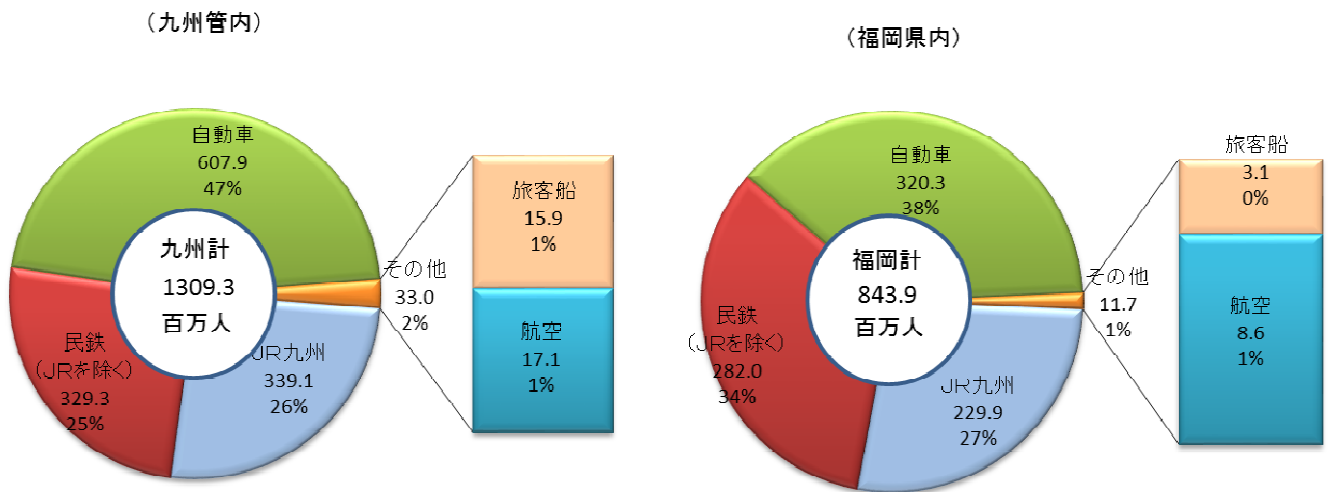
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	九州管内
農水産品	1,773	1,861	1,732	1,733	1,895	6,479
金属	860	874	849	751	961	7,667
金属製品機械	1,403	1,073	961	936	1,301	1,748
窯業品	63	60	67	49	77	103
化学工業品	1,357	1,311	1,324	1,343	1,582	3,472
紙・パルプ	651	638	590	581	590	1,109
繊維工業品	81	76	77	73	71	87
食料工業品	1,947	1,572	1,850	2,046	2,519	4,188
雑工業品	552	682	792	881	912	1,357
雑品	3,794	2,647	4,966	2,423	4,664	11,909

(2) 冷蔵倉庫(品目別年間入庫高)

(単位: 千トン)

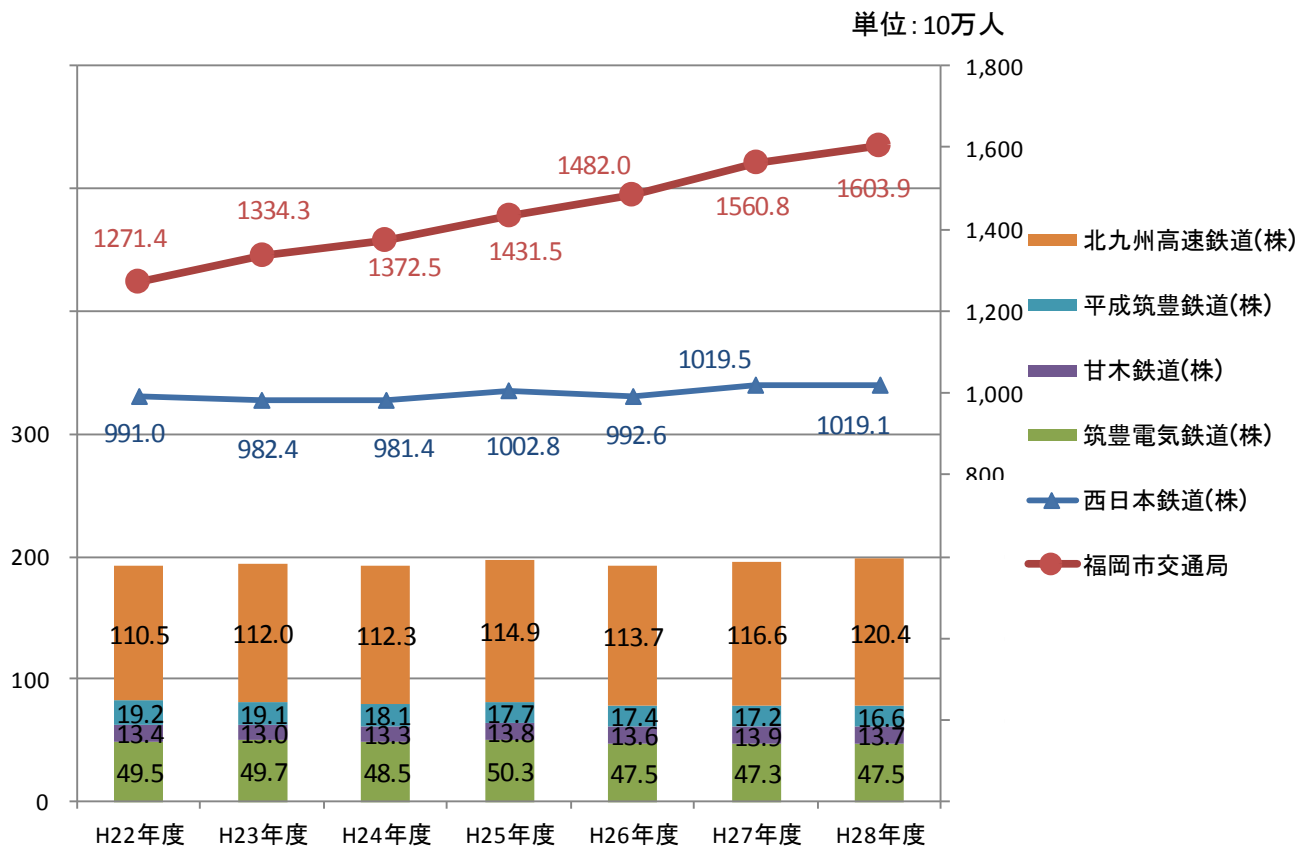
	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	九州管内
生鮮水産品	8	12	17	8	20	29
冷凍水産品	209	211	207	209	229	691
塩干水産品	53	53	59	53	63	109
水産加工品	32	35	40	32	56	93
畜産品	149	154	158	149	198	551
畜産加工品	201	212	145	201	148	326
農産品	89	89	89	89	82	293
農産加工品	74	76	125	74	148	275
冷凍食品	436	443	460	436	559	809
その他	79	82	72	79	97	201

1. 輸送機関別旅客流動人員比率



資料: 国土交通省旅客地域流動調査 (平成28年度)

2. 鉄道・軌道の輸送人員の推移 (福岡県関係)



(注) 甘木鉄道は、佐賀県分も含む
資料: 「九州運輸要覧」鉄道・軌道・輸送人員の推移

乗合バスの概況

輸送担当

県内に本社を置く乗合バス事業者は15社で、車両数2,920両を保有し、平成29年度には275,056千人を輸送している。

福岡県における乗合バスの輸送人員は、昭和39年の564,739千人をピークに、以降はモータリゼーションの進展や地下鉄をはじめとする都市新交通の拡充、交通渋滞に伴う定時性確保困難等による利便性の低下からバス離れが進み、減少傾向にあったが、近年においては下げ止まりとなっている。

ICカードや割引券の導入、バス停の上屋設置や多言語表記のといった利用促進の他、福岡市においては平成28年8月には連接バスの運行を開始しており、輸送の効率化を図ることで運転手不足への対策を行っている。

また、交通信号と連動した都市新バスシステムやバス接近表示システム、公共車両優先システム(PTPS)等を導入することで、走行環境改善と利用者利便の向上に努めている。

地方部においては、利用者減少に伴いバス路線の維持が困難になっていることから、生活交通確保のためにコミュニティバスや乗合タクシー等の導入が進んでいる。

1. 乗合バス輸送数量等の推移

年度別	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ	営業収入
	(両)	(km)	(千人)	(千キロ)	(千円)
H 2年度	3,603	9,242	370,266	180,562	69,069,141
H12年度	3,316	8,026	295,353	183,510	63,694,791
H17年度	3,264	9,278	292,704	184,846	58,328,670
H22年度	2,981	9,125	273,519	166,103	53,512,998
H24年度	2,995	10,217	272,596	162,264	53,622,082
H25年度	2,983	18,074	274,177	161,170	54,446,755
H26年度	2,962	20,927	272,819	162,743	53,949,412
H27年度	2,978	20,456	273,971	159,184	54,525,247
H28年度	2,947	22,164	273,206	154,986	54,519,247
H29年度	2,920	19,676	275,056	151,328	55,943,815

2. 県内事業者の概況

(平成30年3月末現在)

事業者名	所在地	車両数	路線キロ	輸送人員	実車キロ	営業収入
		(両)	(km)	(千人)	(千キロ)	(千円)
北九州市	北九州市	98	173.11	5,844	3,167	1,010,677
西日本鉄道(株)	福岡市	1,810	4,568.30	190,014	87,755	38,206,490
堀川バス(株)	八女市	34	162.89	687	1,216	148,923
JR九州バス(株)	福岡市	70	1,665.30	1,845	6,152	1,556,996
九州急行バス(株)	福岡市	46	173.3	867	7,102	1,676,353
(株)甘木観光バス	朝倉市	12	146.5	188	424	42,783
西鉄バス久留米(株)	久留米市	63	308.1	3,718	3,364	703,824
西鉄バス大牟田(株)	大牟田市	38	203.88	1,944	2,075	418,015
西鉄バス筑豊(株)	飯塚市	92	424.14	3,921	5,197	879,478
西鉄バス宗像(株)	宗像市	31	252.25	1,754	1,562	324,274
西鉄バス二日市(株)	大野城市	59	225.51	3,149	2,284	645,035
西鉄バス北九州(株)	北九州市	512	734.1	60,520	23,166	8,560,049
西鉄高速バス(株)	福岡市	40	1,898.30	478	5,597	1,278,831
(株)ロイヤルバス	福岡市	9	5,296	74	1,061	179,924
(株)天領バス	福岡市	6	3,444	53	1,206	312,163

県外事業者の概況

- 昭和自動車(株)
(本社 佐賀県唐津市)
配置車両数 (県内)
(乗合) 87両
(貸切) 43両

志摩営業所を中心に福岡市西部、糸島市一円の路線と唐津～博多間の運行

- 西鉄バス佐賀(株)
(本社 佐賀県佐賀市)
県内に営業所はなく、佐賀市を拠点として小郡市を運行

貸切バスの概況

輸送担当

管内の貸切事業者は、乗合兼業者13者、貸切専業者115者（平成29年度末現在）であり、昭和45年に547両であった保有車両が平成29年度末では2,169両に増加している。

貸切バス事業は、レジャー、研修、旅行といった国内の需要に加え、近年では訪日観光客によるインバウンド等、利用者ニーズの拡大や多様化が進んでいる。高速道路の整備、車両の高級化等が進み、平成12年2月から需給調整規制廃止、免許制から許可制への移行を盛り込んだ改正道路運送法が施行され、事業者数、車両数ともに増加傾向にあり、事業を取り巻く景況環境はますます厳しさを増している。

こうした中、平成24年4月の関越自動車道ツアーバス事故や平成28年1月の軽井沢スキーバス事故の発生を受け、高速ツアーバスの廃止や、適正な運賃の収受に向けた取り組みを行っており、平成28年6月には「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」として、許可更新制の導入、貸切バス適正化センターを新たに立ち上げ、適正化のために民間指定機関による巡回指導を行うなど、安全・安心な貸切バスの運行を実現するために再発防止策を実施しているところである。

貸切バス車両数の推移

	S45年度	S55年度	H02年度	H12年度	H17年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
車両数	547	642	850	1,144	1,430	1,559	1,413	1,612	1,670	1,718	1,865	2,068	2,169

レンタカーの概況

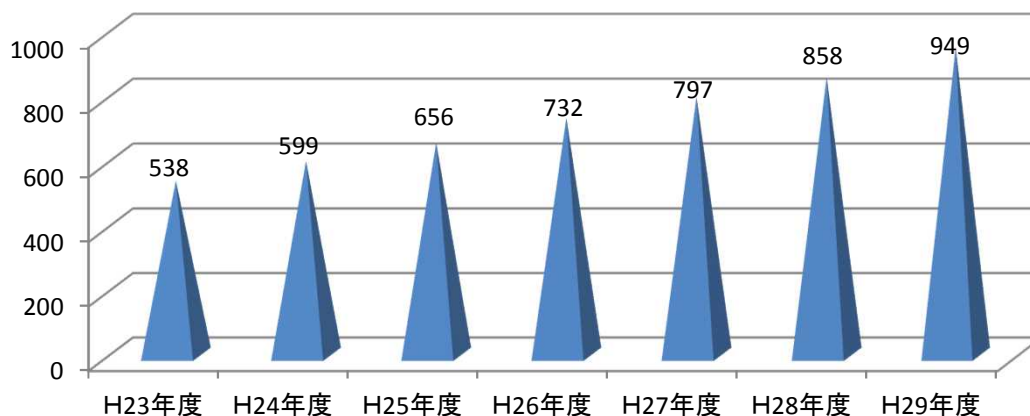
輸送担当

レンタカーは、不特定多数の人々に様々な使われ方をしており、いわば公共交通機関を補完する「第三の輸送機関」として社会生活に定着し、自家用自動車の代替輸送手段として「必要なとき必要なだけ利用できる利便性」から需要がさらに伸びるものと予想される。

近年では、都市圏におけるマイカーを所有していない人々の生活用として、IT等を活用したレンタカー型カーシェアリングの導入が進んでいる。

さらに、訪日外国人旅行者の利用件数も大幅に増えており、高速道路利用にかかる割引商品の利用者増に向けた取組や、日本の交通ルールやガソリンスタンドの使用 방법等の案内を記載したドライブマニュアルの作成といった事故防止に向けた取組も行っている。

レンタカーの事業者数の推移



県内におけるタクシー事業は、法人タクシー事業者数527社（一般287社、福祉限定事業者240社）、個人タクシー事業者数2,019名、法人タクシー車両数9,989両（一般9,496両、福祉493両）、個人タクシー車両数2,019両の合計12,008両で、1両当たり県民人口（福祉車両を除く）は444人となっており、昨年と比較して車両数で法人タクシー車両数は398両減少（一般429両減少、福祉31両増加）、個人タクシーは52両の減少となっている。

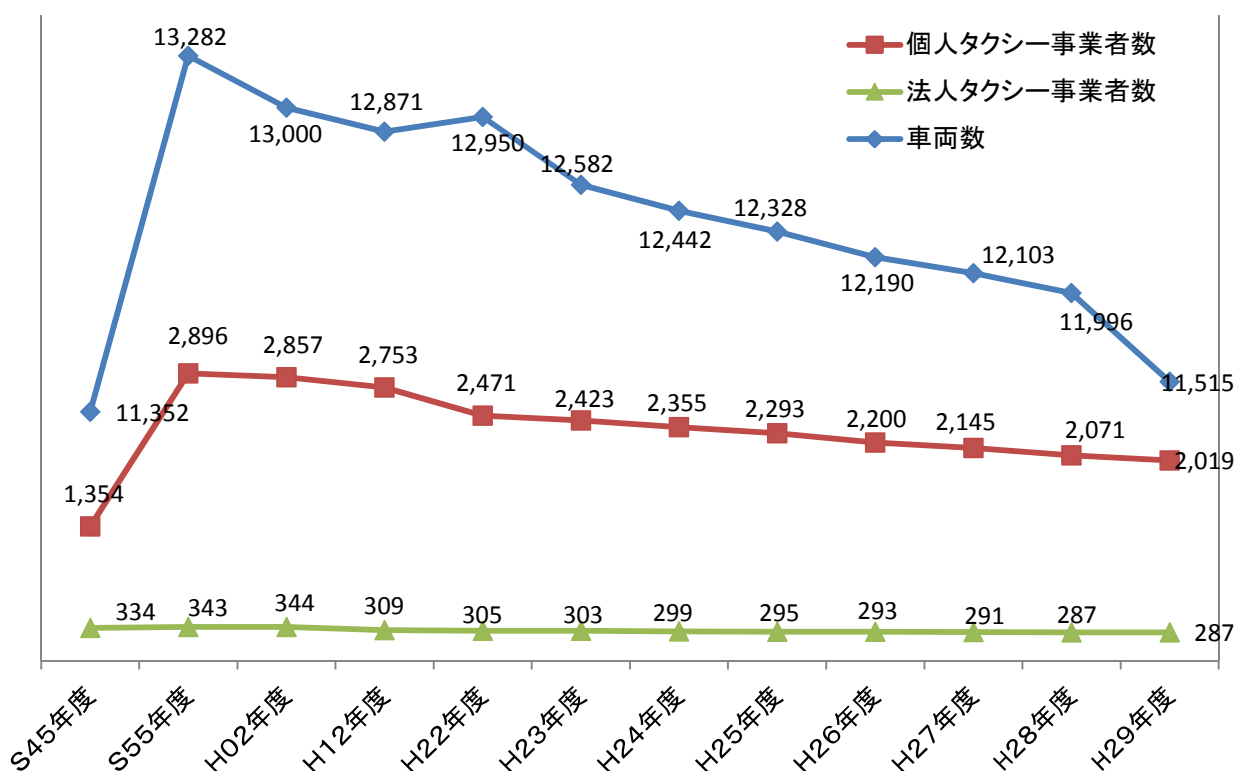
平成21年10月1日に、タクシーに関する諸問題解決のため「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が施行されたことに伴い、平成21年度から平成29年度までの間に法人タクシー車両数が2,052両減少（一般1,848両減少、福祉204両増加）しており、個人タクシーについては573両減少している。

しかしながら、更なる適正化・活性化を図る必要があるとして、平成25年11月27日に特措法の一部改正が成立し、平成26年1月27日に施行された。この特措法に基づき、福岡県内のうち「福岡交通圏」・「北九州交通圏」・「久留米市」が特定地域、「筑豊交通圏」・「大牟田市」が準特定地域として指定され、いっそうの適正化・活性化事業に取り組むこととなった。

このような状況の中、管内のタクシー事業者においては、訪問介護事業を兼業する介護タクシーや、福祉輸送事業限定許可での軽自動車の車椅子専用車の導入など新たなサービスメニューが展開されている。

今後もタクシー業務の適正化、良質の運転手の確保方策、利用者利便の向上等を推進していく必要がある。

1. タクシー事業者数・車両数の推移



※「法人タクシー事業者数」は福祉限定事業者を除く

※「車両数」は個人タクシーを含み、福祉車両を除く

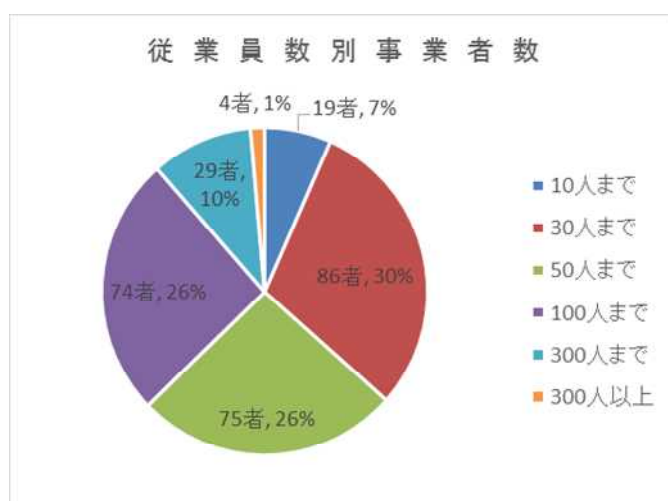
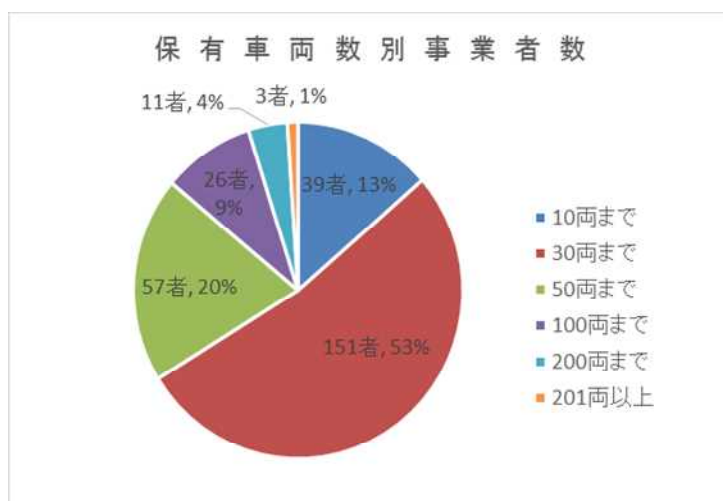
2. タクシー輸送実績の推移



※福祉限定事業者を除く
※個人タクシーを含む

3. 規模別タクシー事業者数(法人287者)

平成30年3月31日現在



4. 福岡県営業区域別タクシー事業者・車両数

平成30年3月31日現在

営業区域別	①	②	③	④	⑤
福岡交通圏	103	4,539	69	153	520
		1,546		92	
北九州交通圏	76	2,575	44	116	424
		366		75	
久留米市	27	609	13	38	502
		90		24	
大牟田市	9	167	15	17	693
		17		16	
宗像交通圏	7	188	5	9	854
				3	
筑豊交通圏	18	414	11	22	576
				14	
うきは市	3	45	0	5	667
				0	
小郡市	3	41	2	4	1,448
				4	
筑後市	3	57	2	4	863
				4	
柳川市	4	86	6	13	777
				13	
大川市	2	28	1	2	1,235
				2	
八女市	6	75	8	18	858
				17	
朝倉郡筑前町・東峰村	4	20	1	1	1,588
				1	
嘉麻市	6	52	1	4	748
				2	
嘉穂郡桂川町	2	21	1	2	649
				2	
朝倉市	6	63	2	6	853
				6	
三井郡大刀洗町	1	5	0	0	3,113
				0	
三潞郡大木町	2	9	0	0	1,589
				0	
八女郡広川町	2	18	0	0	1,096
				0	
みやま市	4	40	3	3	946
				2	
田川交通圏	4	169	40	37	753
				36	
京築交通圏	13	275	16	39	689
				38	

- ・①は当該地域に営業所を置く事業者数
- ・②は福祉車両を除く一般タクシーの車両数で、下段は個人タクシー車両で内数
- ・③は福祉輸送事業限定事業者数
- ・④は福祉車両の車両数で、下段は福祉輸送事業限定事業者の車両数で内数
- ・⑤は当該地域における1車当たり人口(福祉車両を除く)

※車両数は支局への届出台数

自動車運転代行の概況

輸送担当

自動車運転代行業は、飲酒した者によって自動車運転する役務を提供する事業として社会的にニーズは高く、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきたところであるが、一方では原則自由に営業することができたため、一部において旅客運送類似行為や料金の不正收受等が見受けられるなど業務の適正運営が課題となっていた。

このような状況を受けて、自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通安全及び利用者の保護を図るため「自動車運転代行業の適正化に関する法律」が平成14年6月1日から施行された。

自動車運転代行業を営もうとする者は、公安委員会の認定を受けるとともに、安全運転管理者の選任、料金及び約款の掲示、保険契約の締結及び運転者に対する二種免許の義務付け等の遵守事項が定められている。

なお、第4次地方分権一括法の施行に伴い、平成27年4月1日より自動車運転代行業の認定等にかかる国土交通大臣の事務・権限は都道府県知事へ移譲されている。

貨物事業の概況

輸送担当

○福岡県内に事業所を有する事業者数及び車両数の推移は下表のとおりである。

昭和62年度からは内需拡大を要因として、また平成2年の物流二法の施行による免許制から許可制に移行したことにより事業者数・車両数とも大幅な増加傾向を示していたが、近年は微増傾向となっている。

ドライバー不足の深刻化により、物流の効率化や生産性の向上、労働環境の改善が喫緊の課題となっており、改善に向けた取組の一環として、平成29年11月に標準貨物自動車運送約款の改正を行った。また、荷主と運送事業者の協力を進める環境整備のために、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善福岡県地方協議会」を平成27年から開催している。

1. 貨物自動車運送事業者数の推移

	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般	1,056	1,290	1,442	1,981	2,241	2,428	2,923	2,965	2,978
軽貨物		859	3,779	5,848	6,437	6,000	5,778	5,781	6,013
特積み	28	31	33	37	39	48	67	75	71
特定	89	108	72	50	40	22	25	24	23
霊柩	56	81	93	145	159	155	189	187	187
軽霊柩			116	91	70	65	67	43	43

※一般貨物事業者には特積事業者を含んでいる

2. 貨物自動車運送事業の車両数の推移

	昭和45年度	昭和55年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
一般	17,557 (1,957)	25,988 (2,722)	39,599 (3,985)	54,466 (963)	56,798 (515)	52,340 (559)	59,937 (883)	61,181 (880)	62,125 (880)
軽貨物			6,420 <116>	8,703 <91>	9,332 <70>	9,643 <65>	9,645 <84>	9,546 <47>	10,198 <48>
特定	1,363	1,144	782	327	231	187	301	299	294
霊柩	120	167	245	468	513	513	618	635	635

※一般貨物車両数の（）は特積事業者の運行車で内数である
軽貨物車両数の<>は軽霊柩車両で内数である

3. 規模別事業者数（一般・特定）

○福岡県内の事業者は、車両数別で見ると、5両までの事業者が609者、6両～30両が1,217者となっており、小規模事業者が大部分を占めている。その構成比は、6両～30両の事業者が全体の半分以上を占めており5両までを含めると80%を上回る。

また、従業員数別で見ても、30人までの事業者が1,624者と全体の約73%となっている。

規模別事業者数（一般・特定）

車両数別（総計 2,214 社 内特定10社）

※福岡県内に主たる事務所を有する事業者

平成30年3月31日現在

	1～5両	6～30	31～50	51～100	101～200	201～500	501～	合 計
事業者数	609	1,217	208	131	32	16	1	2,214
百分率	27.51%	54.97%	9.39%	5.92%	1.45%	0.72%	0.05%	100%

従業員数別（総計 2,214 社 内特定10社）

	1～10人	10～30	31～50	51～100	101～200	201～300	301～	合 計
事業者数	737	887	309	176	72	17	16	2,214
百分率	33.29%	40.06%	13.96%	7.95%	3.25%	0.77%	0.72%	100%

4. 大型貨物自動車（ダンプカー）使用者数及び車両数

○土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（通称：ダンプ規制法）により、大型自動車に分類される普通ダンプトラック（公道を走行するもの）については、荷台に所定の表示番号を表示することが義務付けられている。福岡県内の業種別使用者数及び車両数は下表のとおりである。

なお、貨物自動車運送事業者は（営）の表示が義務付けられている。

平成30年12月末現在

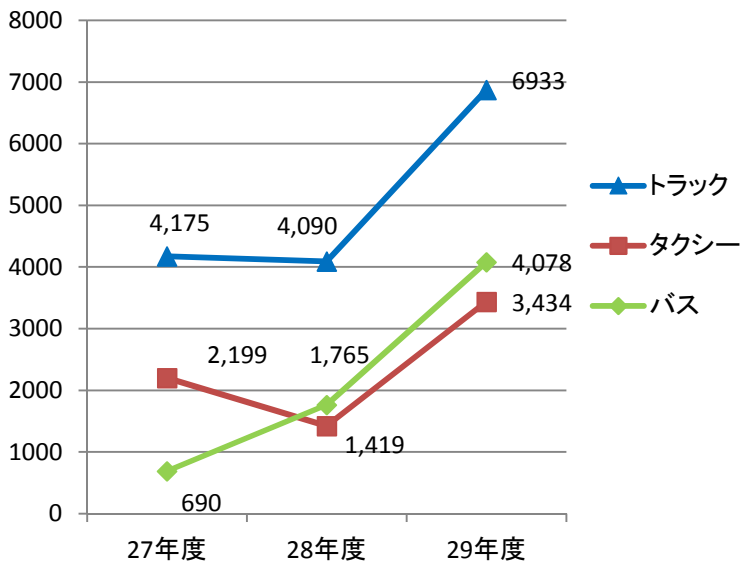
		福岡	北九州	久留米	筑豊	県合計
自動車運送事業	使用者数	179	251	121	106	657
	車両数	1,165	989	786	505	3,445
採石業	使用者数	5	10	4	2	21
	車両数	8	16	6	6	36
砕石業	使用者数	3	15	2	5	25
	車両数	7	35	2	11	55
砂利採取業	使用者数	3	2	0	2	7
	車両数	3	4	0	5	12
砂利販売業	使用者数	200	176	388	111	875
	車両数	323	240	733	148	1,444
建設業	使用者数	189	286	162	163	800
	車両数	362	591	309	297	1,559
その他	使用者数	24	22	8	23	77
	車両数	50	36	29	28	143
計	使用者数	603	762	685	412	2,462
	車両数	1,918	1,911	1,865	1,000	6,694

輸送の安全確保は運送事業者の最大の責務であり、国土交通省は平成29年6月に、平成32年までに事業用自動車にかかる交通事故の死者数235人以下、人身事故件数23,100件以下、飲酒運転ゼロを目標に「事業用自動車総合安全プラン2020」を公表し、併せて行政処分等の強化を行うこととした。自動車運送事業者監査では、法令等に基づいて運行管理体制等を確認し、是正が必要な場合は行政処分基準に基づき行政処分を行い、輸送の安全確保を図っている。

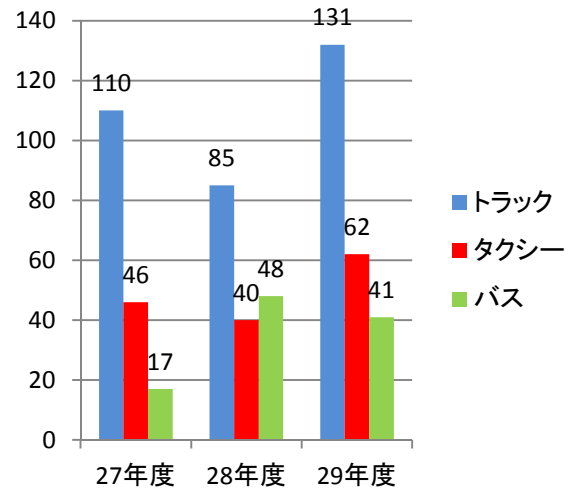
また、事故防止については事業者自らが率先して安全性を向上させる取り組みが有効であることから、平成18年度から運輸安全マネジメント制度に基づき評価や助言を行っている。

自動車運送事業者行政処分件数等推移

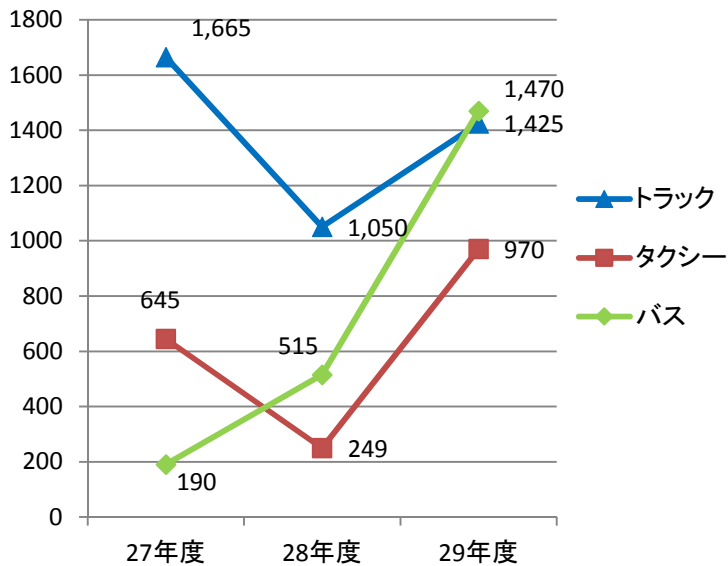
延停止日車数(九州運輸局全体)



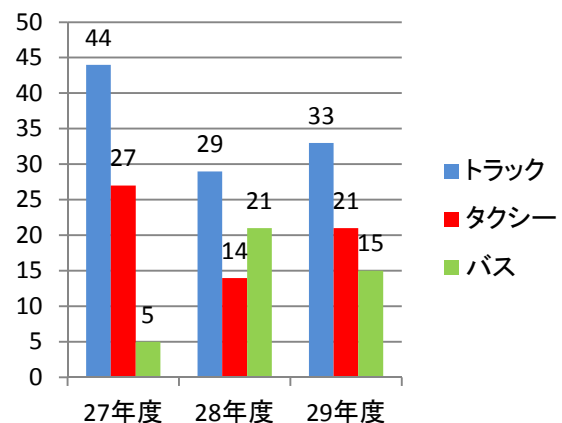
処分件数(九州運輸局全体)



延停止日車数(福岡運輸支局)



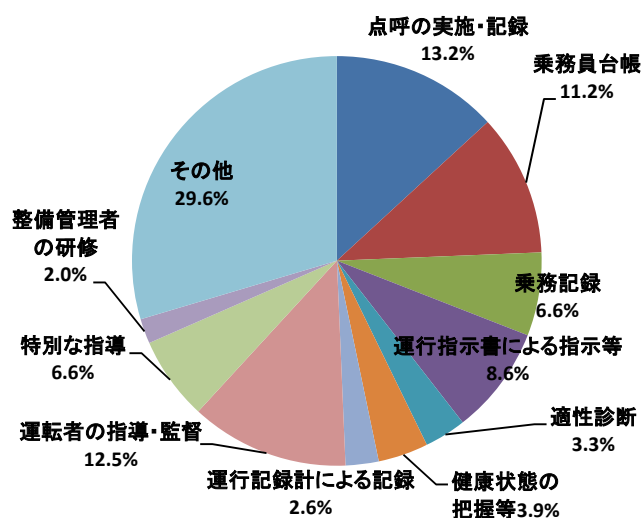
処分件数(福岡運輸支局)



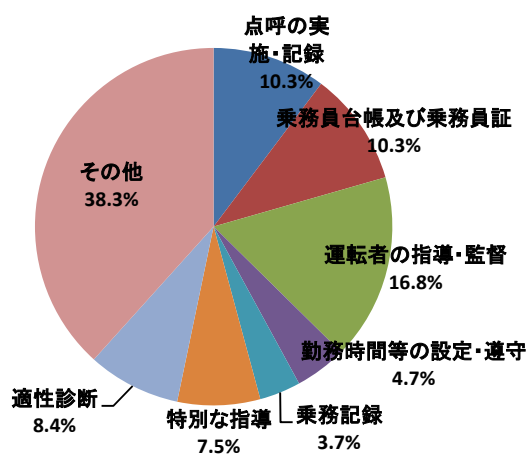
違反項目別行政処分件数(平成29年度)

各事業とも共通して点呼や運転者(乗務員)台帳など運行管理に関する項目の違反が多い。
それ以外では、乗務時間等の設定・遵守違反や運転手の指導・監督違反などの指摘事項が認められる。

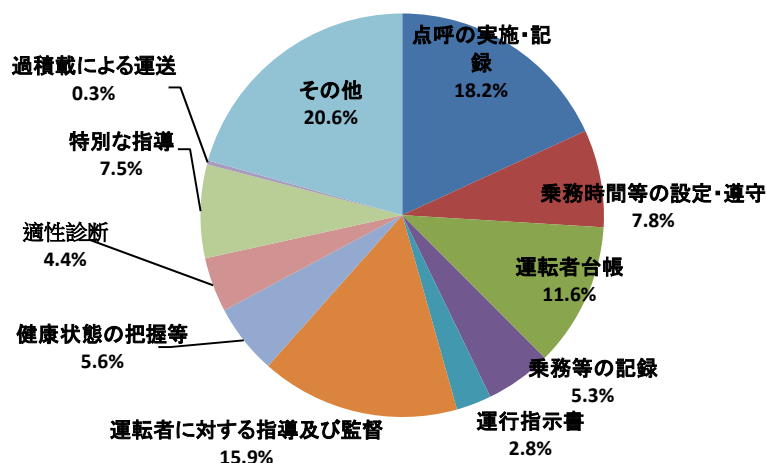
【バス】



【タクシー】



【トラック】

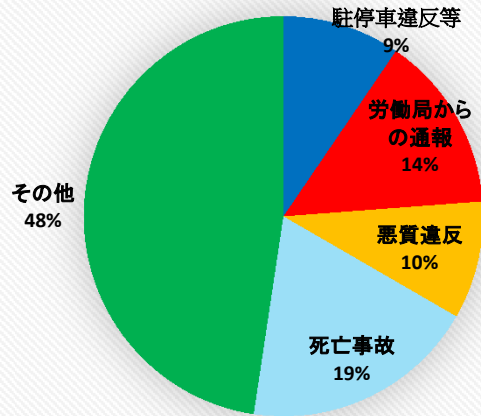


端緒別行政処分状況(平成29年度)

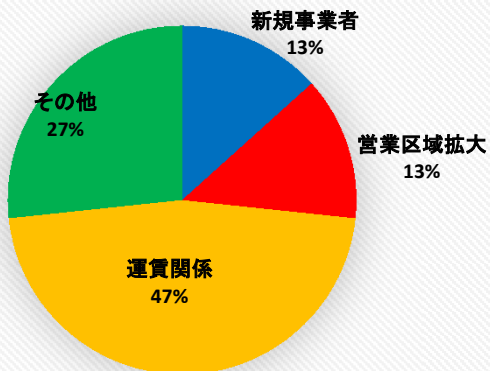
バスにおいては、運賃関係が、タクシーにおいては、死亡事故、労働局からの通報が多数を占めている。

また、トラックにおいては、死亡事故や悪質違反(酒気帯び運転や救護義務違反等)の通報によるものが多い

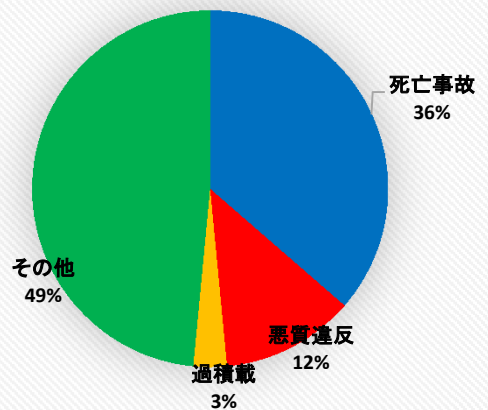
タクシー(延停止車両198両、延日数970日)



バス(延停止車両159両、延日数1470日)



トラック(延停止車両50両、延日数1425日)



＜登録の目的＞

自動車の登録制度は「所有権の公証」により、第三者に対する対抗要件を付与することを目的とした「民事登録」と、各種行政上の目的（保有実態把握・犯罪防止・徴税・リサイクル関係・Nox・PM対策など）をもつ「行政登録」からなります。

＜保有車両数の動向＞

九州管内の保有車両数は、全国の12%を占め、福岡県は九州の35%を占めています。昭和61年から平成2年までのバブル期に記録的に伸びた後は、成長がやや鈍化します。特に平成9年4月からの消費税引き上げ以降、その傾向がより顕著となり、保有台数は微増しているものの、ほぼ横ばいとなっています。

＜最近の動向＞

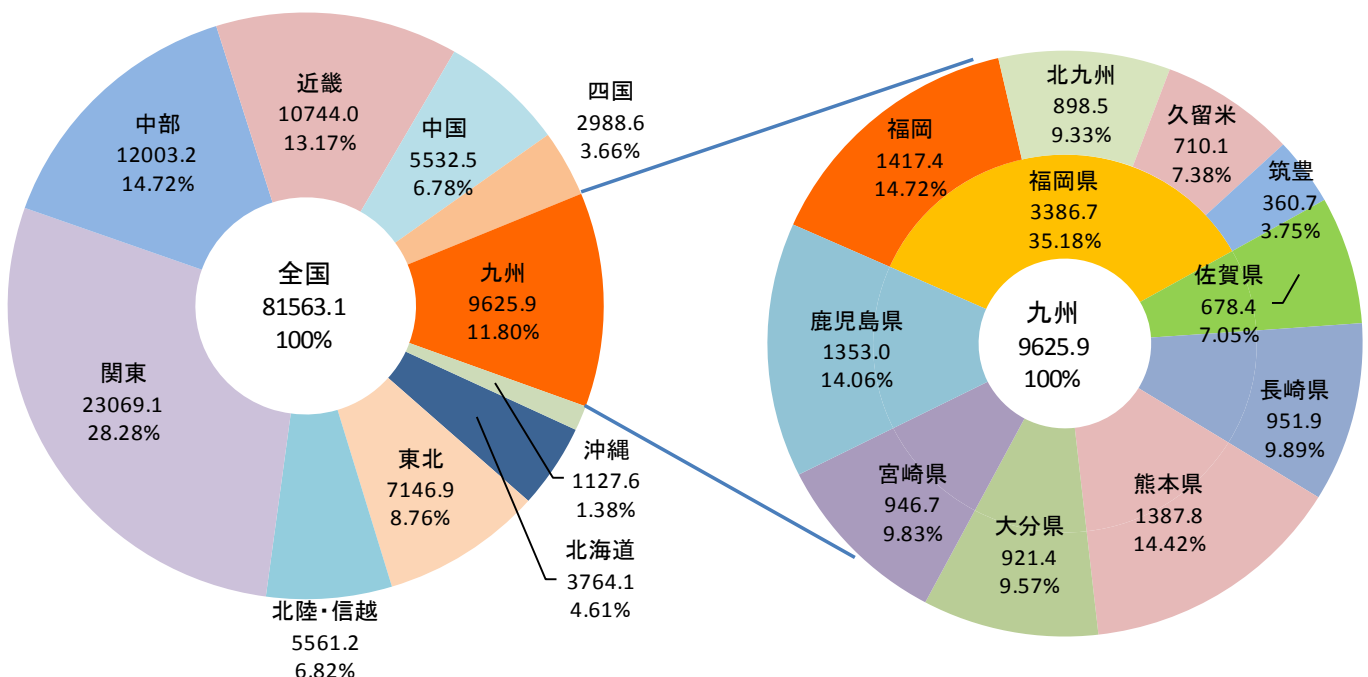
近年、自動車の排気ガス等の環境汚染や誤操作、誤発進等による事故が深刻な社会問題となっているなか、環境や安全性に考慮した自動車の技術開発が急速に進められており、エコカーに対する補助金及び減税も相まって消費者の新車購入志向は低公害、低燃費かつ安全性能が充実したエコカーや軽自動車にシフトしてきています。

これらは、保有車両数の内訳をみると特に乗用車が10年ほど前から減少傾向にあったものが平成27年以降わずかながら増加に転じていることから確認できます。

また、今後日本で開催されるラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなどの世界規模の大会の機運醸成等のため、特別仕様ナンバーの交付が開始され、更には申請者の負担軽減を目的とした「登録手続きのワンストップサービス(OSS)」が平成30年2月からスタートしています。

1. 全国及び九州の保有車両数（平成30年3月末現在）

（単位：千台）



2. 管内支局・事務所別保有車両数(平成30年3月末現在)

用途	車種		業態	福岡			県		前年同月の車両数	対前年同月比
				福岡	北九州	久留米	筑豊	計		
貨物	普通車		自営	19,604	13,798	13,027	7,171	53,600	53,154	100.8
			営	16,758	10,352	7,012	4,169	38,291	37,473	102.2
			計	36,362	24,150	20,039	11,340	91,891	90,627	101.4
	小型車	四輪	自営	63,612	37,798	29,423	14,067	144,900	144,713	100.1
			営	1,015	574	367	172	2,128	2,087	102.0
			計	64,627	38,372	29,790	14,239	147,028	146,800	100.2
		三輪	自営	14	3	62	7	86	87	98.9
			営	2	0	0	0	2	2	100.0
			計	16	3	62	7	88	89	98.9
	被けん引車		自営	113	141	147	44	445	412	108.0
			営	2,620	6,289	617	799	10,325	9,998	103.3
			計	2,733	6,430	764	843	10,770	10,410	103.5
	軽自動車	四輪	自営	95,665	77,868	91,490	43,792	308,815	312,117	98.9
			営	5,698	2,023	1,412	661	9,794	9,281	105.5
			計	101,363	79,891	92,902	44,453	318,609	321,398	99.1
		三輪	自営	4	6	5	3	18	17	105.9
			営	0	0	0	0	0	0	0.0
			計	4	6	5	3	18	17	105.9
	貨物計		自営	179,012	129,614	134,154	65,084	507,864	510,500	99.5
			営	26,093	19,238	9,408	5,801	60,540	58,841	102.9
			計	205,105	148,852	143,562	70,885	568,404	569,341	99.8
乗合	普通車		自営	382	161	94	102	739	743	99.5
			営	2,563	920	614	302	4,399	4,314	102.0
			計	2,945	1,081	708	404	5,138	5,057	101.6
	小型車		自営	1,719	1,288	1,010	850	4,867	4,784	101.7
			営	350	125	214	81	770	749	102.8
			計	2,069	1,413	1,224	931	5,637	5,533	101.9
	乗合計		自営	2,101	1,449	1,104	952	5,606	5,527	101.4
			営	2,913	1,045	828	383	5,169	5,063	102.1
			計	5,014	2,494	1,932	1,335	10,775	10,590	101.7
乗用	普通車		自営	374,407	188,930	128,721	62,178	754,236	732,105	103.0
			営	1,560	509	243	58	2,370	2,241	105.8
			計	375,967	189,439	128,964	62,236	756,606	734,346	103.0
	小型車		自営	375,838	216,675	150,494	79,789	822,796	836,292	98.4
			営	4,814	2,776	1,186	606	9,382	9,907	94.7
			計	380,652	219,451	151,680	80,395	832,178	846,199	98.3
	軽四輪車		自営	358,412	277,930	243,871	125,719	1,005,932	994,398	101.2
			営	11	25	16	12	64	56	114.3
			計	358,423	277,955	243,887	125,731	1,005,996	994,454	101.2
	乗用計		自営	1,108,657	683,535	523,086	267,686	2,582,964	2,562,795	100.8
			営	6,385	3,310	1,445	676	11,816	12,204	96.8
			計	1,115,042	686,845	524,531	268,362	2,594,780	2,574,999	100.8
特種（殊）用途	普通車		自営	12,587	8,286	6,407	3,510	30,790	30,285	101.7
			営	6,515	2,440	2,345	1,161	12,461	12,183	102.3
			計	19,102	10,726	8,752	4,671	43,251	42,468	101.8
	小型車		自営	2,211	1,297	1,103	577	5,188	5,143	100.9
			営	247	136	101	34	518	518	100.0
			計	2,458	1,433	1,204	611	5,706	5,661	100.8
	軽四輪車		自営	1,823	1,273	1,117	458	4,671	4,643	100.6
			営	396	75	111	44	626	618	101.3
			計	2,219	1,348	1,228	502	5,297	5,261	100.7
	大型特殊車		自営	2,901	2,763	1,319	691	7,674	7,653	100.3
			営	52	46	28	1	127	130	97.7
			計	2,953	2,809	1,347	692	7,801	7,783	100.2
	特種（殊）用途計		自営	19,522	13,619	9,946	5,236	48,323	47,724	101.3
			営	7,210	2,697	2,585	1,240	13,732	13,449	102.1
			計	26,732	16,316	12,531	6,476	62,055	61,173	101.4
二輪	小型二輪車		自営	32,394	17,907	14,001	6,829	71,131	70,282	101.2
			営	5	0	0	1	6	6	100.0
			計	32,399	17,907	14,001	6,830	71,137	70,288	101.2
	二輪計			33,128	26,052	13,546	6,800	79,526	78,124	101.8
登録自動車数合計				889,884	495,307	344,534	176,369	1,906,094	1,894,973	100.6
検査自動車数合計				922,283	513,214	358,535	183,199	1,977,231	1,965,261	100.6
軽自動車数合計				495,137	385,252	351,568	177,489	1,409,446	1,399,254	100.7
合計				1,417,420	898,466	710,103	360,688	3,386,677	3,364,515	100.7
前年同月車両数				1,365,480	885,059	702,996	361,801	3,315,336	3,338,994	—
対前年同月比				103.8	101.5	101.0	99.7	102.2	100.8	—

3. 福岡県内全保有自動車数の推移

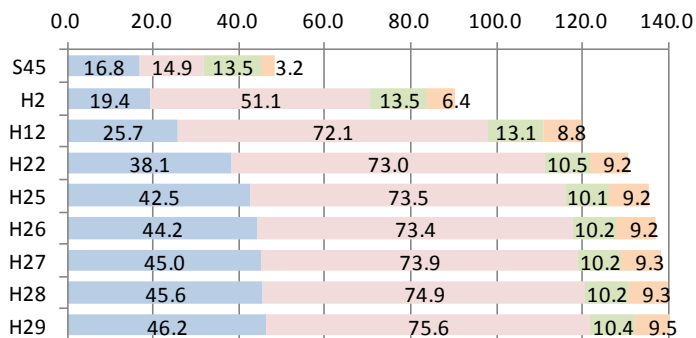
(単位:千台)



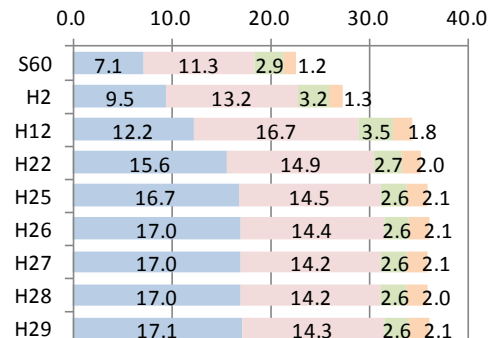
4. 管轄支局・事務所別保有自動車数の推移

(単位:万台) (各年度末)

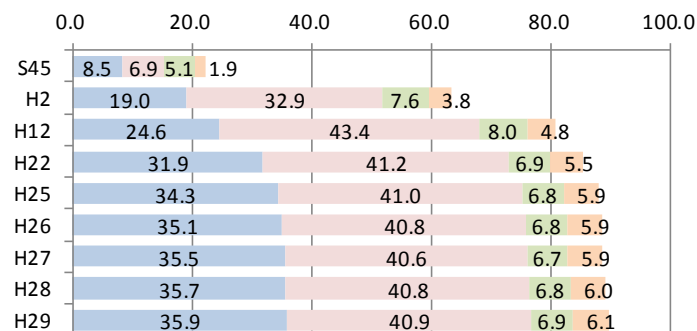
福岡運輸支局



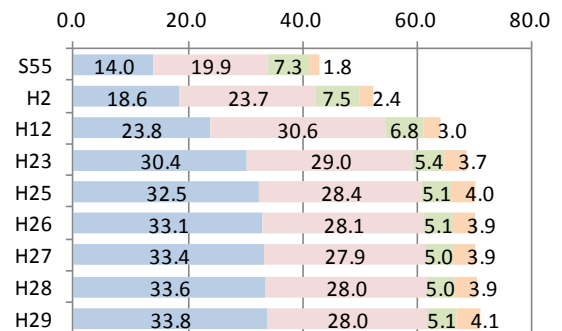
筑豊自動車検査登録事務所



北九州自動車検査登録事務所

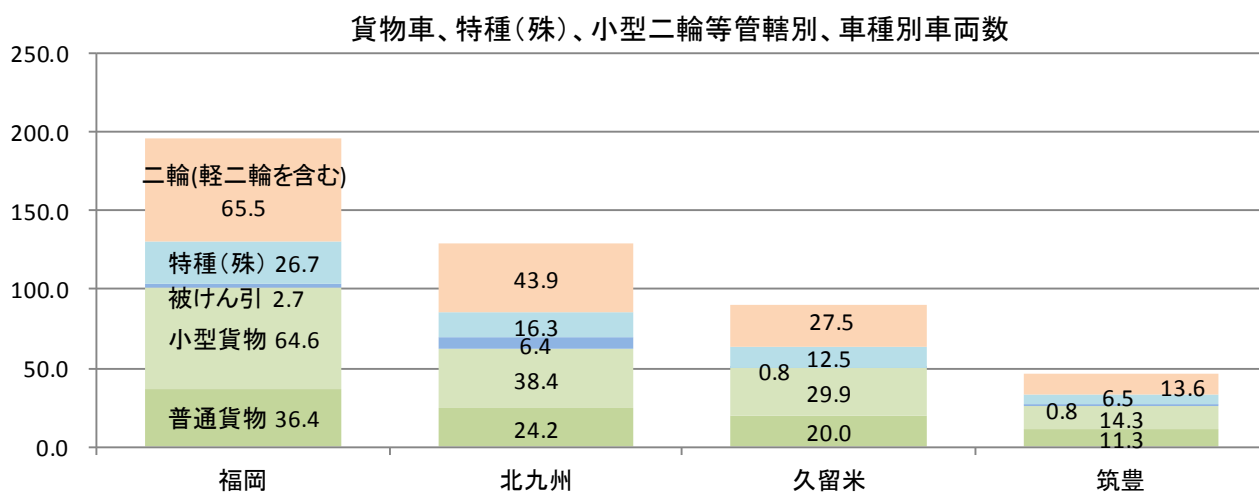
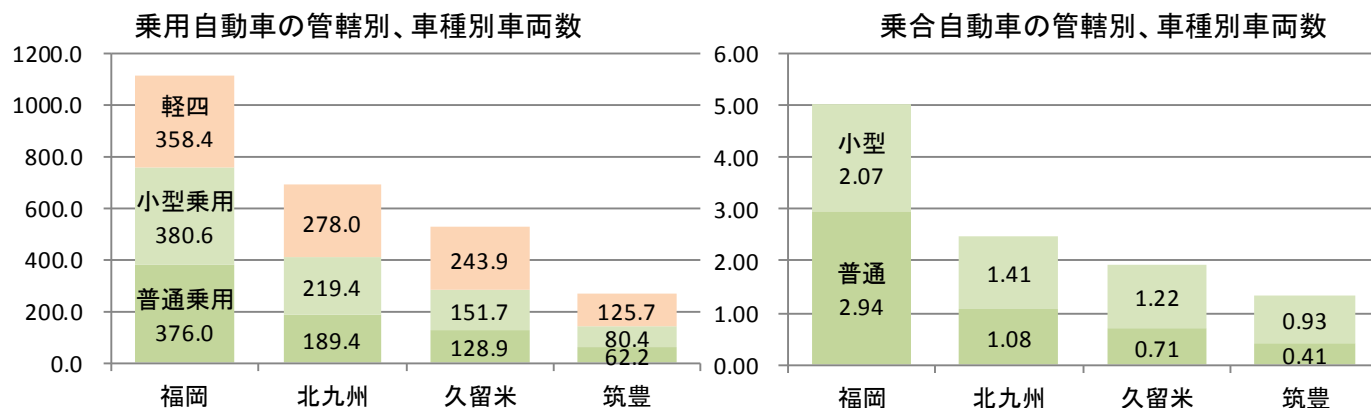


久留米自動車検査登録事務所



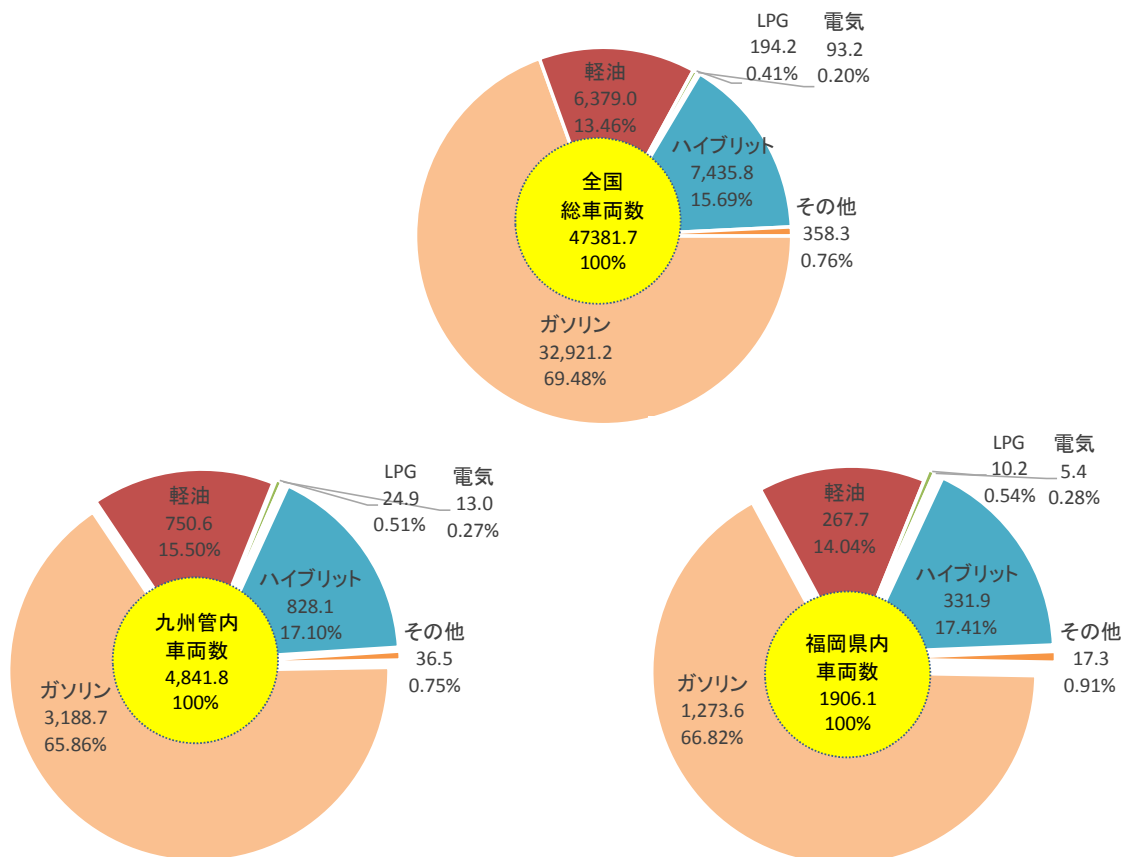
■ 軽四(含三) ■ 乗用 ■ 貨物 ■ 乗合・特種(殊)・小型二輪・軽二輪等

5. 車種別保有車両数(平成30年3月末現在)(単位:千台)



6. 燃料別保有車両数(平成30年3月末現在)(単位:千台)

※軽自動車及び二輪は含まない



7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(平成30年3月末現在)

(福岡運輸支局管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	不明 軽四輪車	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車				
				四 輪	三 輪												
福岡市計 (政令移行後)	16,321	39,387	1,682	49,288	6	1,662	921	226,113	219,249	160,072	11,000	1,312	1,167	18,708	28	536,355	210,561
東 区	6,410	7,291	1,351	9,413	0	261	236	44,892	45,080	40,310	4,021	502	289	3,744	9	113,788	50,021
博 多 区	4,066	14,942	114	10,912	1	341	193	40,629	46,649	24,680	2,548	427	253	3,058	5	112,967	35,851
中 央 区	942	3,674	150	4,189	0	180	83	28,344	21,766	8,745	1,185	88	135	1,852	4	58,264	13,073
南 区	1,277	4,785	2	7,193	1	217	146	36,866	34,171	25,775	998	80	167	3,106	0	81,648	33,136
西 区	1,809	3,546	30	7,712	3	309	124	28,486	27,583	25,424	1,170	162	134	2,823	4	66,042	33,277
早 良 区	1,231	3,424	29	6,823	1	209	73	30,181	27,763	23,255	739	44	110	2,455	4	66,148	30,193
城 南 区	586	1,725	6	3,046	0	145	66	16,715	16,237	11,883	339	9	79	1,670	2	37,498	15,010
春日市	736	1,938	11	3,527	0	19	52	16,444	16,911	17,559	430	91	60	1,506	4	38,138	21,150
大野城市	1,681	3,621	43	3,864	0	178	155	16,381	16,244	17,093	946	291	54	1,372	4	40,912	21,015
筑紫野市	1,166	2,200	21	4,480	0	121	69	15,781	16,646	18,933	1,072	92	117	1,325	3	38,493	23,533
宗 像 市	755	1,457	33	5,341	0	127	133	14,558	17,981	21,588	629	97	103	1,160	1	36,930	27,033
太宰府市	1,108	1,400	104	2,577	0	49	72	10,637	11,476	12,615	636	38	64	911	0	26,431	15,256
古賀市	1,791	1,693	55	3,179	0	22	64	9,220	10,185	13,116	1,251	129	105	806	0	25,216	16,400
福津市	538	1,061	9	3,282	0	5	58	8,587	10,303	13,440	315	25	40	804	0	21,705	16,762
糸島市	1,224	2,355	52	9,159	0	95	151	13,222	15,336	23,499	843	72	119	1,444	0	34,794	32,777
糟屋郡	10,201	7,709	716	13,110	0	505	350	37,273	38,315	50,988	3,961	491	334	3,566	8	103,087	64,440
宇美町	1,701	1,365	151	2,223	0	143	31	5,965	5,982	9,294	576	164	47	719	1	16,797	11,565
粕屋町	2,384	1,701	166	2,793	0	51	50	7,839	7,883	10,119	782	61	46	736	1	21,653	12,959
篠栗町	674	623	97	1,538	0	59	67	4,527	5,003	7,023	309	43	25	503	2	11,905	8,588
志免町	1,346	1,359	33	2,137	0	29	84	7,184	7,132	8,795	673	48	92	650	0	18,538	11,024
新宮町	1,312	1,073	105	1,496	0	110	52	5,549	5,095	6,057	641	65	26	341	1	14,343	7,580
須恵町	1,382	1,217	45	1,975	0	8	35	4,672	5,578	7,386	504	72	73	456	2	13,969	9,436
久山町	1,402	371	119	948	0	105	31	1,537	1,642	2,314	476	38	25	161	1	5,882	3,288
筑紫郡那珂川町	814	1,809	3	3,151	0	161	43	7,731	7,977	9,700	442	27	56	781	0	19,788	12,907
不 明	27	13	4	0	0	1	1	20	29	0	35	288	0	16	0	434	0
合 計	36,362	64,643	2,733	100,958	6	2,945	2,069	375,967	380,652	358,603	21,560	2,953	2,219	32,399	48	922,283	461,834

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含む。
※平成22年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
福 岡 市 東 区	糟屋郡志賀町
福 岡 市 早 良 区	早良郡早良町
春 日 市	筑紫郡春日町
大 野 城 市	筑紫郡大野町
筑 紫 野 市	筑紫郡筑紫野町
宗 像 市	宗像郡宗像町、宗像郡玄海町、宗像郡大島村
太 宰 府 市	筑紫郡太宰府町
古 賀 市	糟屋郡古賀町
福 津 市	宗像郡福岡町、宗像郡津屋崎町
糸 島 市	前原市、糸島郡前原町、糸島郡二丈町、糸島郡志摩町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(平成30年3月末現在)

(北九州自動車検査登録事務所管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	不明	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽自動車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車		軽四輪車		
				四 輪	三 輪												
北 九 州 市 計 (政 令 移 行 後)	16,915	29,308	4,706	51,228	2	938	935	140,038	160,415	188,313	9,265	2,400	931	12,268	16	377,188	240,490
門 司 区	3,172	2,361	3,235	4,915	0	121	106	13,058	15,695	19,947	1,257	488	108	1,154	2	40,647	24,972
若 松 区	2,480	2,415	353	5,099	0	94	98	12,780	13,909	19,838	979	409	65	1,130	1	34,647	25,003
戸 畑 区	761	1,905	126	3,123	0	86	31	7,870	9,176	9,944	357	120	49	799	2	21,231	13,118
小 倉 北 区	3,954	7,004	532	10,783	1	206	194	26,568	29,074	28,320	2,835	637	245	2,069	3	73,073	39,352
小 倉 南 区	2,564	6,474	174	11,509	1	153	152	31,819	35,617	44,307	1,458	240	209	2,971	2	81,622	56,028
八 幡 西 区	3,413	7,254	210	12,369	0	268	292	38,863	46,152	54,441	1,935	425	191	3,430	4	102,242	67,005
八 幡 東 区	571	1,895	76	3,430	0	10	62	9,080	10,792	11,516	444	81	64	715	2	23,726	15,012
行 橋 市	1,132	1,600	199	6,108	0	38	105	11,190	12,856	20,163	545	48	90	1,263	2	28,976	26,363
豊 前 市	498	539	8	3,086	1	3	45	3,694	4,584	7,657	305	27	39	458	0	10,161	10,783
中 間 市	650	1,265	23	2,561	0	12	40	5,872	7,323	11,095	336	17	48	694	0	16,232	13,704
遠 賀 郡	2,122	2,733	522	6,179	2	46	140	13,871	17,349	25,299	870	108	85	1,521	2	39,282	31,567
芦 屋 町	177	336	2	1,040	0	7	25	2,106	2,583	3,977	97	6	12	273	0	5,612	5,029
水 巻 町	626	915	47	1,710	2	8	45	4,067	4,971	8,092	276	39	26	462	1	11,456	9,831
岡 垣 町	562	748	152	1,962	0	25	32	4,613	5,844	7,862	232	24	28	466	1	12,698	9,853
遠 賀 町	757	734	321	1,467	0	6	38	3,085	3,951	5,368	265	39	19	320	0	9,516	6,854
京 都 郡	2,161	1,946	933	5,914	1	38	95	9,714	10,931	15,827	473	145	91	1,086	0	27,522	21,833
苅 田 町	1,688	1,279	910	2,557	1	28	60	6,628	6,996	9,934	318	112	31	647	0	18,666	12,523
み や こ 町	473	667	23	3,357	0	10	35	3,086	3,935	5,893	155	33	60	439	0	8,856	9,310
築 上 郡	662	977	36	4,564	0	6	52	5,057	5,984	9,592	359	54	64	615	1	13,802	14,221
吉 富 町	132	138	30	610	0	0	6	977	1,107	2,007	64	2	2	100	0	2,556	2,619
上 毛 町	211	262	1	1,318	0	0	14	1,228	1,469	2,253	77	19	16	172	0	3,453	3,587
築 上 町	319	577	5	2,636	0	6	32	2,852	3,408	5,332	218	33	46	343	1	7,793	8,015
不 明	10	7	3	0	0	0	1	3	9	0	6	10	0	2	0	51	0
合 計	24,150	38,375	6,430	79,640	6	1,081	1,413	189,439	219,451	277,946	12,159	2,809	1,348	17,907	21	513,214	358,961

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含む。
※下記9市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
北九州市小倉北区	北九州市小倉区
北九州市八幡西区	北九州市八幡区
京都郡みやこ町	京都郡勝山町、豊津町、犀川町
築上郡上毛町	築上郡新吉富村、大平村
築上郡築上町	築上郡椎田町、築城町

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(平成30年3月末現在)

(久留米自動車検査登録事務所管内)

	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)			二輪 (小型二輪)	不明 軽四輪車	登録車計 (小二含)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車				
				四 輪	三 輪												
大 牟 田 市	1,976	3,050	146	7,947	1	66	144	14,836	19,336	31,348	1,179	280	179	1,610	5	42,623	39,480
久 留 米 市	5,792	9,805	143	23,557	2	141	306	47,366	51,970	72,079	3,005	356	381	4,900	8	123,784	96,027
柳 川 市	1,504	2,728	60	8,302	0	48	104	9,007	11,084	20,477	699	122	89	957	0	26,313	28,868
八 女 市	1,873	3,225	119	11,757	1	152	179	8,972	10,980	20,261	1,271	99	127	1,135	1	28,005	32,147
筑 後 市	1,175	1,392	19	4,438	0	27	69	7,009	8,301	14,931	633	46	47	774	2	19,445	19,418
大 川 市	1,100	1,495	17	4,127	0	28	36	4,913	6,103	10,606	274	86	48	492	0	14,544	14,781
小 郡 市	726	884	45	3,194	0	2	51	8,116	9,708	13,056	443	18	50	747	1	20,740	16,301
う き は 市	747	1,162	2	5,170	1	39	56	4,031	4,961	9,512	278	39	55	545	0	11,860	14,738
朝 倉 市	1,754	2,119	100	8,700	1	111	126	7,944	9,281	16,250	711	67	74	894	0	23,107	25,025
み や ま 市	870	1,293	31	6,414	0	10	51	5,049	6,436	11,434	383	113	62	716	1	14,952	17,911
朝 倉 郡	850	1,064	27	3,519	0	54	54	4,496	5,414	8,973	394	30	49	427	1	12,810	12,542
筑 前 町	796	988	27	3,035	0	50	41	4,193	5,045	8,404	374	27	41	394	1	11,935	11,481
東 峰 村	54	76	0	484	0	4	13	303	369	569	20	3	8	33	0	875	1,061
三 井 郡	779	547	21	1,919	1	6	10	2,217	2,547	4,585	271	8	26	216	0	6,622	6,531
大 刀 洗 町	779	547	21	1,919	1	6	10	2,217	2,547	4,585	271	8	26	216	0	6,622	6,531
三 潯 郡	256	386	9	1,415	0	0	11	2,060	2,326	4,273	82	19	17	214	0	5,363	5,705
大 木 町	256	386	9	1,415	0	0	11	2,060	2,326	4,273	82	19	17	214	0	5,363	5,705
八 女 郡	630	696	25	2,321	0	24	26	2,948	3,230	6,140	330	45	24	361	0	8,315	8,485
広 川 町	630	696	25	2,321	0	24	26	2,948	3,230	6,140	330	45	24	361	0	8,315	8,485
不 明	7	6	0	0	0	0	1	0	3	0	3	19	0	13	0	52	0
合 計	20,039	29,852	764	92,780	7	708	1,224	128,964	151,680	243,925	9,956	1,347	1,228	14,001	19	358,535	337,959

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含む。
※下記9市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
久留米市	浮羽郡田主丸町、三井郡北野町、三潯郡城島町、三潯町
うきは市	浮羽郡浮羽町、吉井町
柳川市	山門郡大和町、三橋町
朝倉市	甘木市、朝倉郡朝倉町、杷木町
八女市	八女郡上陽町、黒木町、立花町、矢部村、星野村
みやま市	山門郡瀬高町、山川町、三池郡高田町
筑前町	朝倉郡三輪町、夜須町
東峰村	朝倉郡小石原村、宝珠山村

7. 管内市郡別・市区町村別保有車両数(平成30年3月末現在)

(筑豊自動車検査登録事務所管内)

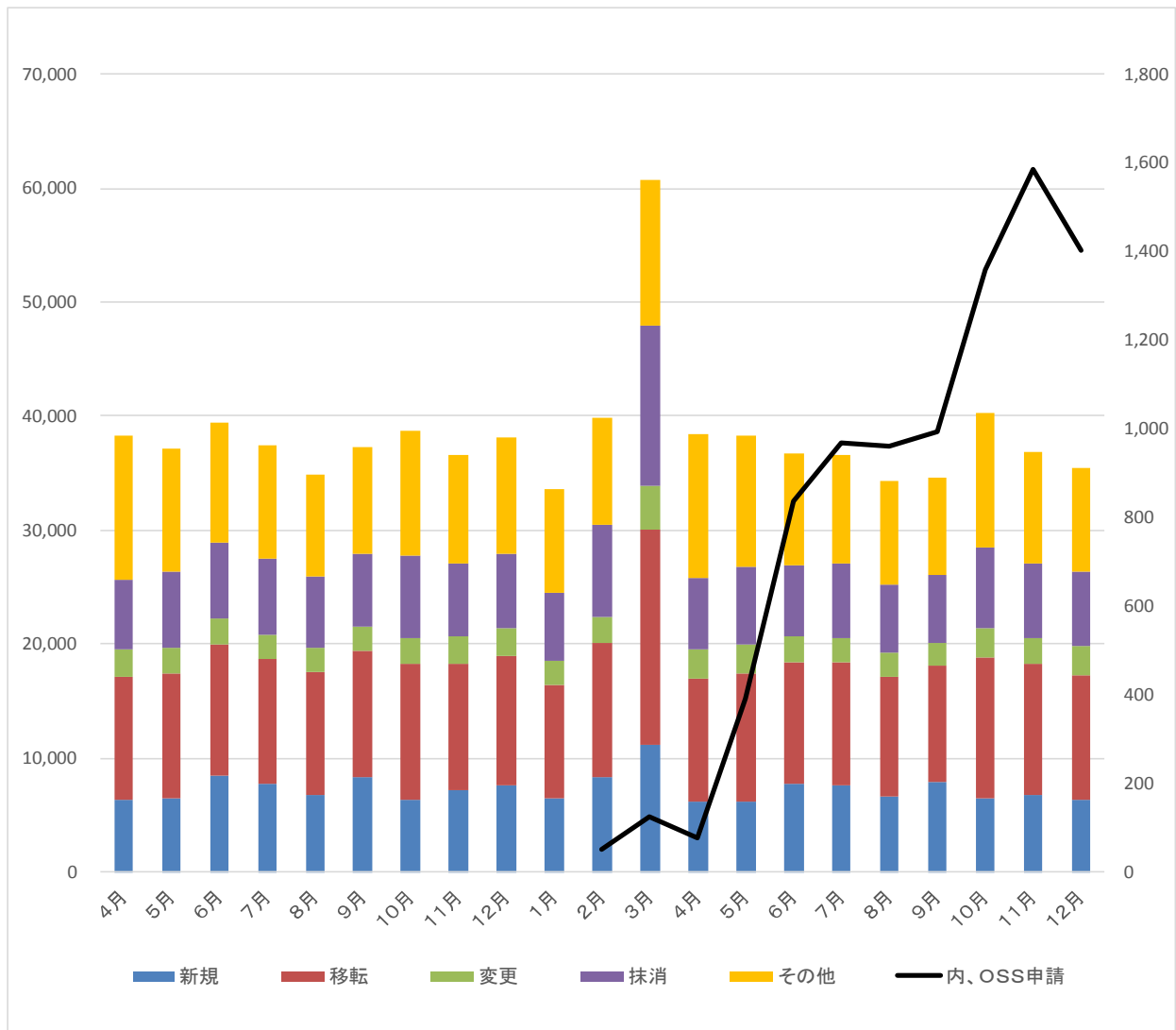
	貨 物					乗 合		乗 用			特 種 (殊)				二輪 (小型二輪)	不明 軽四輪車	登録車計 (小二合)	軽合計 (軽二輪除く)
	普 通	小 型	被牽引	軽 自 動 車		普 通	小 型	普 通	小 型	軽四輪車	特種	大型特殊	軽四輪車					
				四 輪	三 輪													
直 方 市	1,057	1,792	68	4,453	2	72	94	8,545	10,659	16,098	557	84	50	831	1	23,759	20,604	
飯 塚 市	3,124	4,168	217	10,918	0	112	207	19,865	24,626	36,178	1,638	173	135	1,914	6	56,044	47,237	
田 川 市	1,336	1,759	120	5,339	0	67	104	7,109	9,390	14,897	857	133	84	821	2	21,696	20,322	
宮 若 市	1,454	1,101	90	3,185	0	50	94	4,413	5,394	8,607	406	50	38	485	1	13,537	11,831	
嘉 麻 市	870	1,194	86	4,464	0	47	117	5,338	7,419	12,251	368	69	47	678	1	16,186	16,763	
鞍 手 郡	968	909	72	2,330	0	4	37	3,659	4,671	7,359	260	57	31	334	0	10,971	9,720	
小 竹 町	417	288	50	756	0	0	15	1,187	1,511	2,430	105	19	7	116	0	3,708	3,193	
鞍 手 町	551	621	22	1,574	0	4	22	2,472	3,160	4,929	155	38	24	218	0	7,263	6,527	
嘉 穂 郡	436	371	33	1,182	0	12	24	1,881	2,532	3,970	180	30	16	205	2	5,704	5,170	
桂 川 町	436	371	33	1,182	0	12	24	1,881	2,532	3,970	180	30	16	205	2	5,704	5,170	
田 川 郡	2,078	2,943	157	12,485	0	38	243	11,424	15,702	26,341	1,012	71	101	1,556	5	35,224	38,932	
福 智 町	711	789	54	3,154	0	21	67	3,417	4,395	7,583	299	27	34	457	1	10,237	10,772	
香 春 町	304	393	54	1,598	0	2	14	1,606	2,271	3,509	170	6	22	212	1	5,032	5,130	
添 田 町	195	328	0	1,818	0	4	35	1,344	2,001	3,218	103	8	10	204	1	4,222	5,047	
糸 田 町	129	233	2	1,113	0	1	35	1,258	1,722	3,028	117	6	7	174	0	3,677	4,148	
川 崎 町	443	726	26	2,660	0	7	51	2,321	3,299	6,023	219	9	11	264	2	7,365	8,696	
大 任 町	200	265	20	1,254	0	2	27	926	1,176	1,892	64	15	7	172	0	2,867	3,153	
赤 村	96	209	1	888	0	1	14	552	838	1,088	40	0	10	73	0	1,824	1,986	
不 明	17	9	0	0	0	2	11	2	2	0	4	25	0	6	0	78	0	
合 計	11,340	14,246	843	44,356	2	404	931	62,236	80,395	125,701	5,282	692	502	6,830	18	183,199	170,579	

※合計には、使用の本拠の位置が不明の数を含む。
※平成22年度までに下記10市町村合併等が実施されたため、集計は新市町名で行った。

新市区町名	旧市町村名
飯塚市	嘉穂郡穂波町、筑穂町、庄内町、額田町
宮若市	鞍手郡宮田町、若宮町
嘉麻市	山田市、嘉穂郡稲葉町、碓井町、嘉穂町
田川郡福智町	田川郡赤池町、金田町、方城町

8. 登録関係業務量

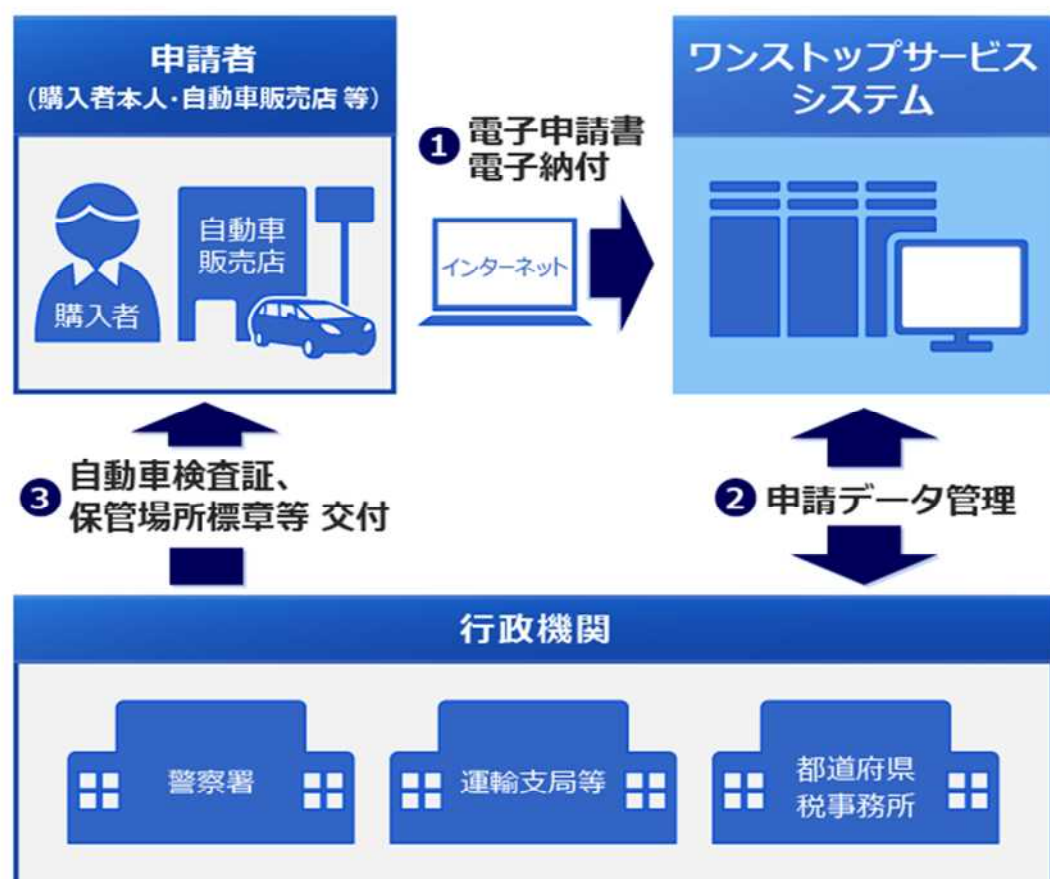
(福岡運輸支局管内)



平成30年

		登録申請						内、OSS申請				
		新規	移転	変更	抹消	その他	合計	新規	移転	変更	抹消	合計
平成29年度	4月	6,334	10,802	2,382	6,172	12,650	38,340					
	5月	6,439	10,947	2,307	6,734	10,781	37,208					
	6月	8,412	11,533	2,330	6,695	10,448	39,418					
	7月	7,763	10,877	2,216	6,676	9,836	37,368					
	8月	6,708	10,793	2,166	6,300	8,840	34,807					
	9月	8,335	11,117	2,150	6,303	9,366	37,271					
	10月	6,322	11,979	2,250	7,270	10,932	38,753					
	11月	7,146	11,081	2,437	6,357	9,517	36,538					
	12月	7,563	11,433	2,448	6,440	10,281	38,165					
	1月	6,459	10,017	2,022	6,010	9,111	33,619					
	2月	8,294	11,852	2,280	8,045	9,422	39,893	41	0	3	6	50
	3月	11,142	18,935	3,820	14,017	12,736	60,650	99	3	17	4	123
平成30年度	4月	6,156	10,873	2,503	6,293	12,545	38,370	53	12	7	6	78
	5月	6,222	11,168	2,634	6,782	11,533	38,339	120	123	12	138	393
	6月	7,707	10,728	2,252	6,220	9,752	36,659	163	315	25	335	838
	7月	7,680	10,697	2,220	6,428	9,611	36,636	143	423	11	390	967
	8月	6,610	10,461	2,216	6,000	9,052	34,339	280	364	12	304	960
	9月	7,897	10,167	2,078	5,941	8,480	34,563	286	366	12	331	995
	10月	6,482	12,324	2,596	7,042	11,796	40,240	480	451	16	412	1,359
	11月	6,713	11,610	2,230	6,556	9,767	36,876	810	406	17	351	1,584
	12月	6,406	10,938	2,552	6,486	9,123	35,505	682	378	15	326	1,401

自動車保有関係手続のワンストップサービス



対象地域に関する情報

都道府県	申請が可能な手続											
	新車新規登録	中古車新規登録	移転登録	変更登録	一時抹消登録	永久抹消登録／還付なし	永久抹消登録／還付あり	移転一時抹消登録	移転永久抹消登録／還付なし	移転永久抹消登録／還付あり	変更一時抹消登録	継続検査
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐賀県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
熊本県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大分県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宮崎県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鹿児島県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

自動車検査制度及び点検整備制度の概況

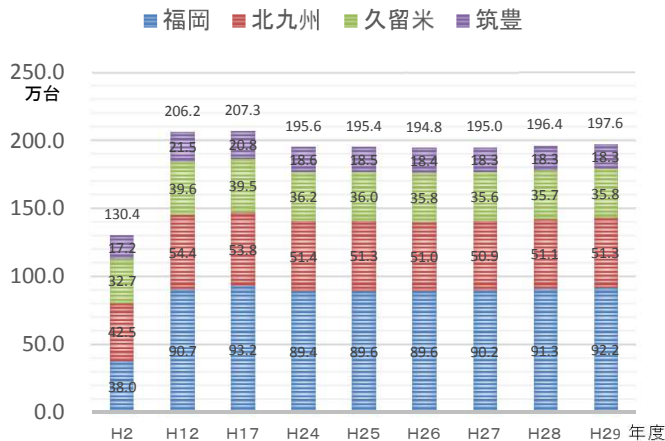
整備担当

自動車の検査対象車両数(軽自動車を除く)は、平成29年度末現在で約197万台となっている。

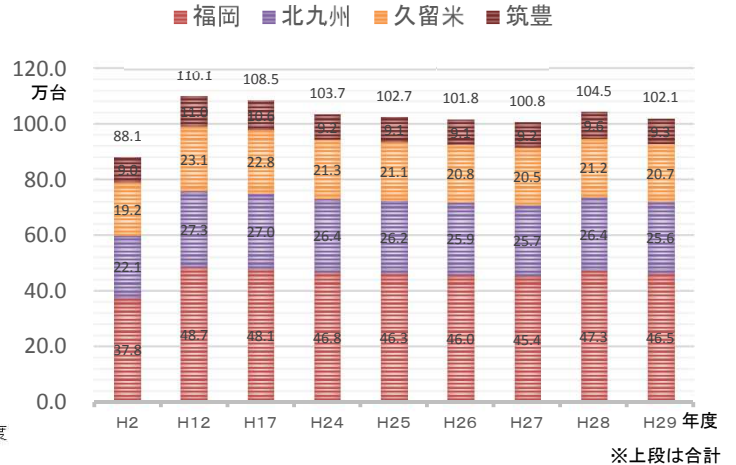
新規検査等(構造等変更検査、予備検査を含む)については、年間約19万2千台、継続検査については、約83万台であり、前年度に比べて横ばいとなっている。なお、申請者の負担軽減を目的とした「継続検査手続きのワンストップサービス(OSS)」が平成29年4月1日からスタートしている。

点検整備制度については、近年における自動車を取り巻く社会環境の変化と時代要請に基づき、ユーザー負担の軽減措置等を図るため、自動車の安全確保・公害防止を図りつつ規制緩和が行われ、分解整備の定義の見直し、限定認証制度の導入等が実施されている。

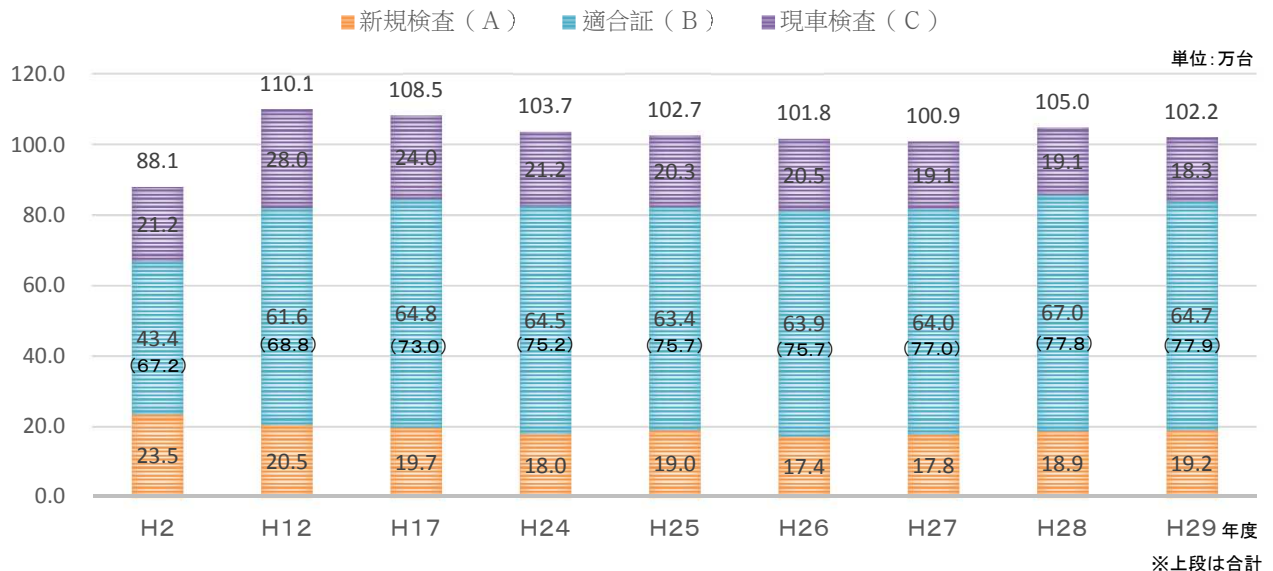
1. 支局・事務所別検査対象車両数の推移



2. 支局・事務所別検査車両数の推移



3. 検査種別の検査車両数の推移



注1 新規検査(A)には、構造等変更検査及び予備検査を含む。

注2 適合証(B)は継続検査のみで、新規検査における指定整備を除く。

注3 現車検査(C)は、継続検査の現車検査と分解整備検査(平成10年11月まで)を含む。

注4 図中()書きは指定整備率(B/(B+C))を示す。

自動車整備事業の概況

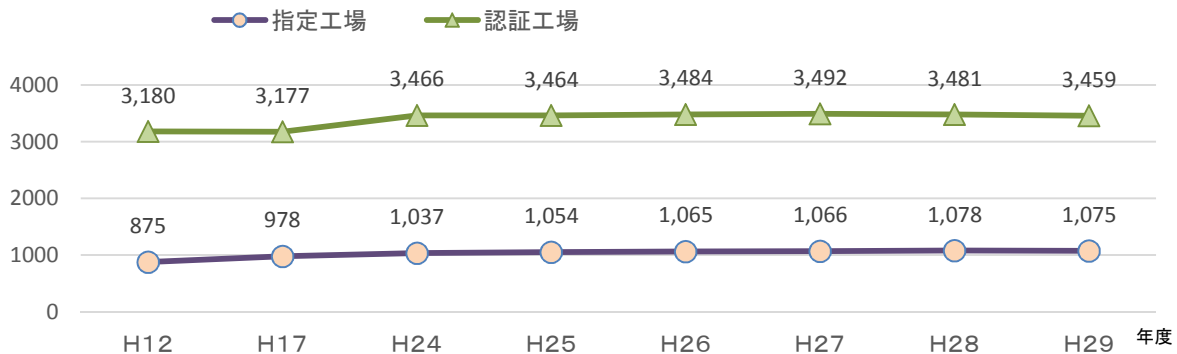
整備担当

福岡県内の自動車分解整備事業場（認証工場）は、平成30年3月末現在3,459工場で平成24年度以降若干増加している。また、指定整備事業場（指定工場）も、1,075工場と同様に増加傾向である。

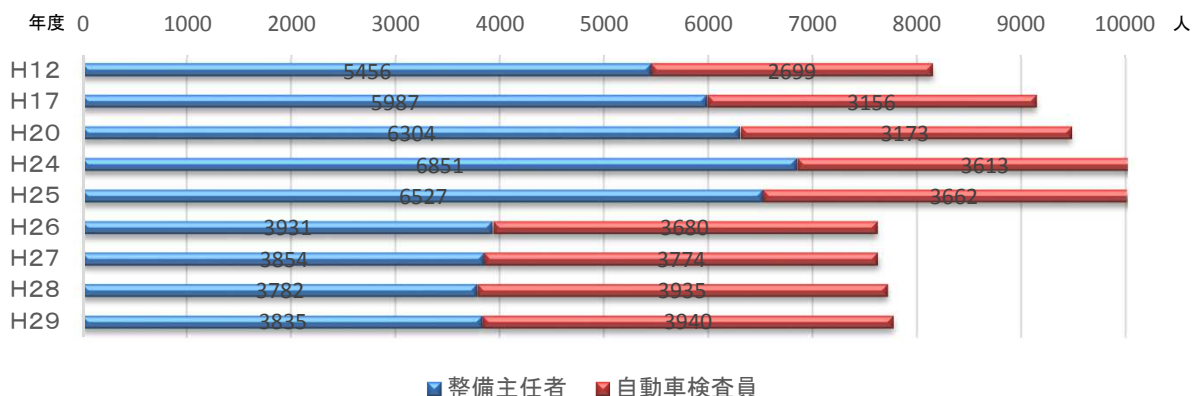
平成14年度より一級小型自動車整備士試験が実施されており、平成30年3月末現在で520名が有資格者となっている。

近年、自動車にはITの発達により最新技術や新機構が大幅に採用され、自動車整備士に対する技術力の維持・向上を図るための再教育が必要になり、自動車整備振興会等における整備主任者技術研修及び当支局による整備主任者研修や自動車検査員研修を毎年実施している。

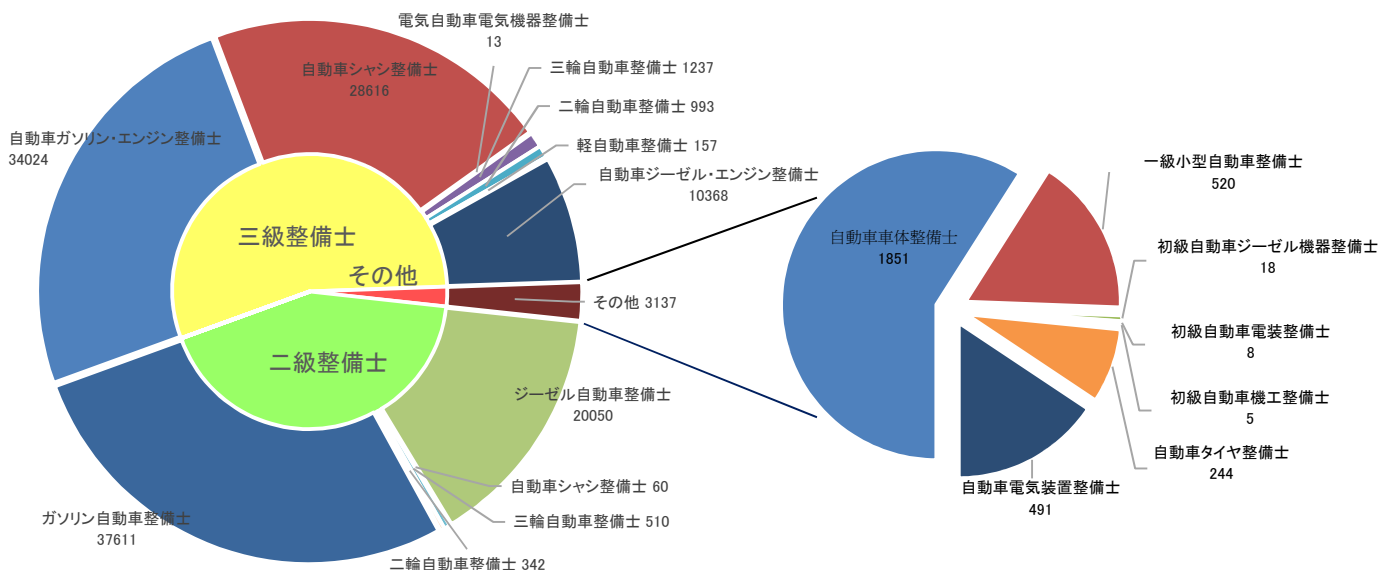
1. 自動車整備事業者の推移



2. 整備主任者・自動車検査員研修受講状況の推移



3. 自動車整備士合格者件数(平成30年3月末現在)



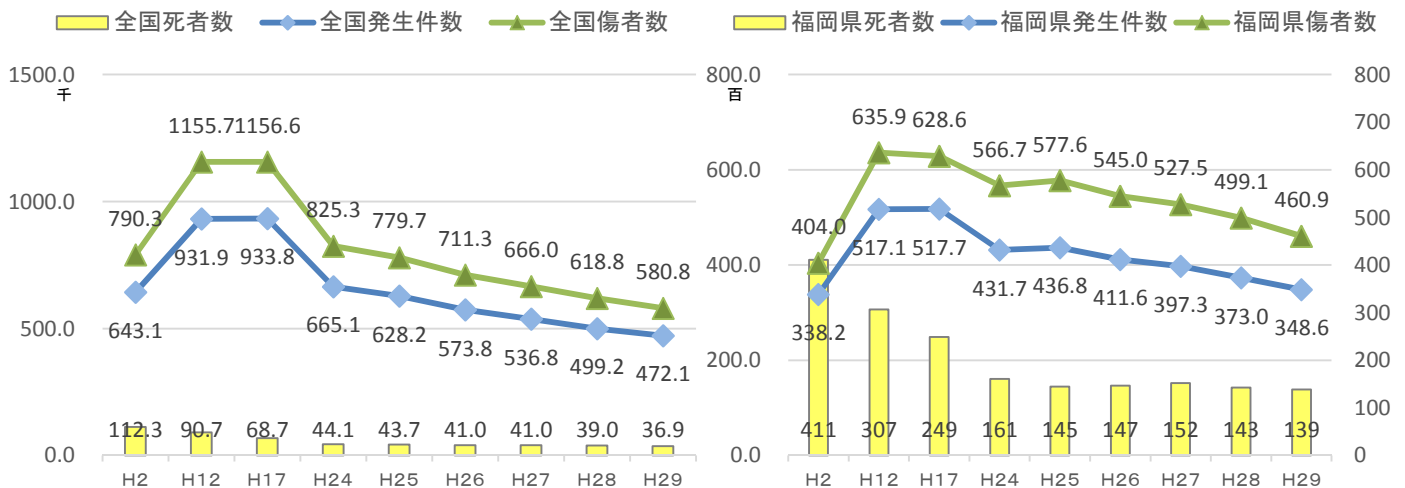
自動車の事故・公害関係の概況

整備担当

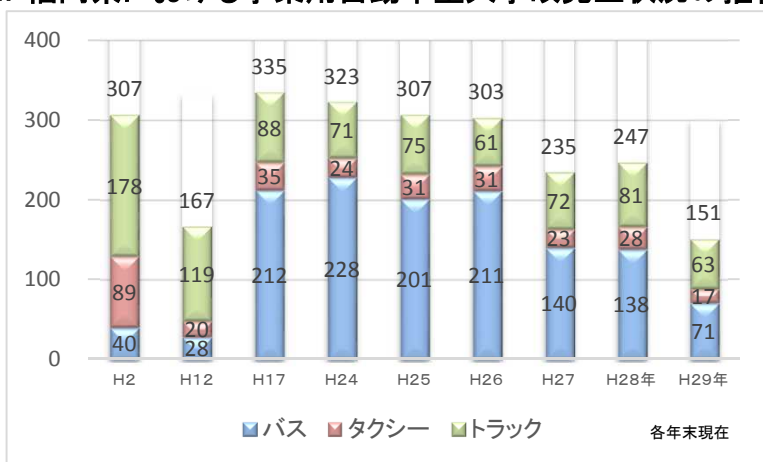
福岡県における平成29年の事業用自動車の重大事故発生状況は、発生件数151件、死者数31人、負傷者数137人であり、件数・死者数・負傷者数は平成23年以降減少傾向となっている。

自動車の排出ガス対策については、政府が大都市地域等における自動車に起因する大気汚染への対策として、バス・タクシー・トラック事業者を中心に圧縮天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド自動車、電気自動車、低燃費自動車の導入等に対する補助を行うとともに低公害自動車等の取得等において税制上の特例措置を講ずることにより、その普及対策を図ることとしている。

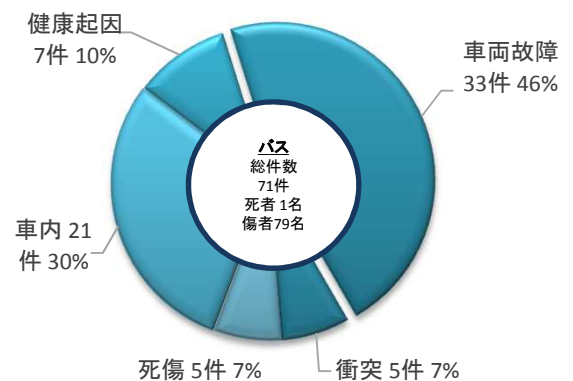
1. 事故発生状況の推移



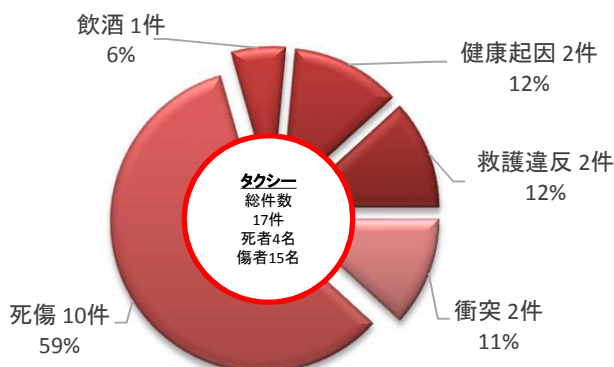
2. 福岡県における事業用自動車重大事故発生状況の推移



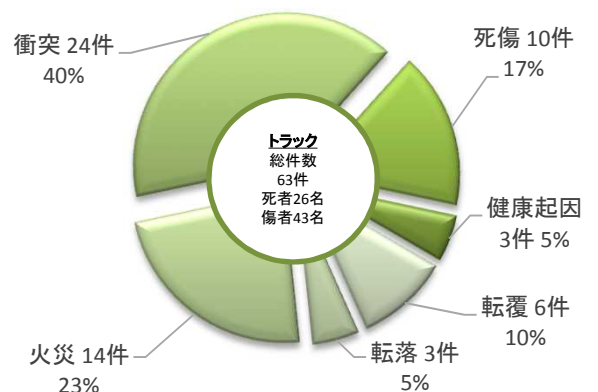
バスの事故種別発生状況(平成29年末)



タクシーの事故種別発生状況(平成29年末)



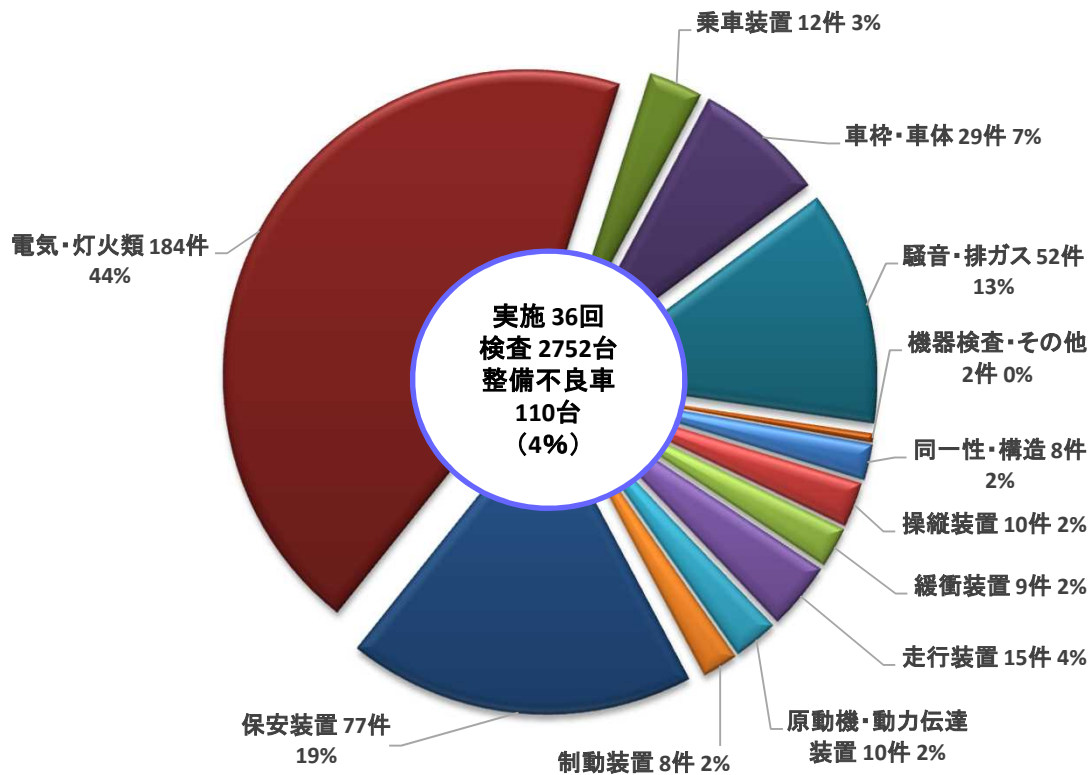
トラックの事故種別発生状況(平成29年末)



不正改造車を撲滅するため、不正改造行為の禁止規定の新設及び整備命令制度の強化を図った「道路運送車両法の一部を改正する法律」が平成15年4月から一部施行されたところであり、警察と連携のもと、早朝・深夜における不正改造自動車の取締まりのための街頭検査を積極的に実施している。

なお、平成17年度からは、不正燃料による環境破壊防止のため、街頭検査等の際に使用する燃料に係る検査も実施している。

装置別整備不良件数(平成29年度)

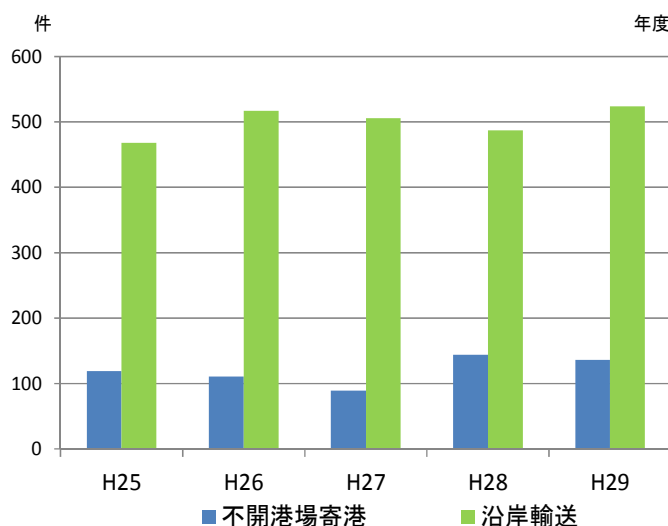


1. 不開港寄港及び沿岸輸送の特許関係

平成29年度における不開港場への外国船寄港の特許件数は136件、沿岸輸送の特許件数は524件である。

沿岸輸送特許は、大半が運航者の業務上の使用品である空コンテナの輸送である。

(※管内における開港場は、関門港、苅田港、博多港、三池港、厳原港の5港である。)



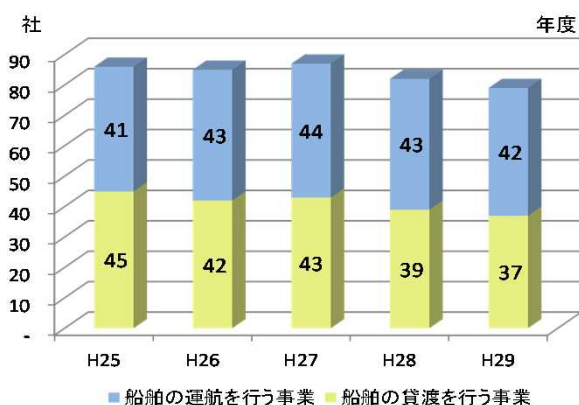
特許件数の推移(単位:件)

	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
不開港場寄港	119	111	89	144	136
沿岸輸送	468	517	506	487	524

2. 内航海運関係

県内における内航海運事業者の概況は下表のとおりで、登録事業者数は79業者(船舶の運航を行う事業者42業者、船舶の貸渡を行う事業者37業者)となっている。

内航海運事業者数の推移(登録事業者)



内航海運事業者数の推移(登録事業者)

業種	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
船舶の貸渡を行う事業	45	42	43	39	37
船舶の運航を行う事業	41	43	44	43	42

支配隻数及び支配船腹量(船舶の運航を行う事業者)の推移[登録事業者]

	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
支配隻数(隻)	179	187	184	181	187
支配船腹量(トン)	209,775	222,501	216,468	216,602	220,670

3. 旅客船事業の概況

県内の旅客船事業者の概況は下表のとおりで、一般旅客定期航路が13事業者22航路、特定旅客定期航路が1事業者1航路、旅客不定期航路が21事業者23航路、合計35事業者(実事業者29)46航路となっている。

一般旅客定期航路事業は、北九州地区では関東、関西への長距離フェリー等が特徴であり、福岡地区では、その大半が壱岐・対馬、玄界灘の離島航路である。

また、旅客不定期航路は関門港内、博多湾及び壱岐・対馬周辺の周遊航路である。

福岡県内における旅客航路事業数の推移(長崎県壱岐、対馬を含む)

	S60	H7	H17	H27	H28	H29
事業者数	24	30	30	29	29	29
定期航路	20	23	24	22	22	22
不定期航路	11	18	21	23	23	23
特定航路	1	3	1	1	1	1

各年度4月1日現在

4. 旅客・自動車航送の輸送実績

県内航路の平成29年度における旅客輸送実績は、一般旅客定期航路事業が365万3千人、旅客不定期航路が9万2千人、特定旅客定期航路が5万2千人、合計379万7千人で前年度に比べ10万人(約2.7%)増加となっている。

また、自動車航送実績は、トラック換算ベース約62万2千台で、前年度に比べ16万2千台(約35.2%)増加となっている。

一般旅客定期輸送実績の推移(単位:万人)

年度

	H25	H26	H27	H28	H29
長距離旅客	39.2	35.8	44.1	41.9	43.1
離島補助航路旅客	58.4	57.0	60.3	63.8	67.1
離島航路旅客	168.7	165.6	176.6	176.0	178.7
その他旅客	89.4	81.9	74.0	75.2	76.4
合 計	355.7	340.4	355.0	356.9	365.3

一般旅客定期輸送実績の推移(単位:万台)

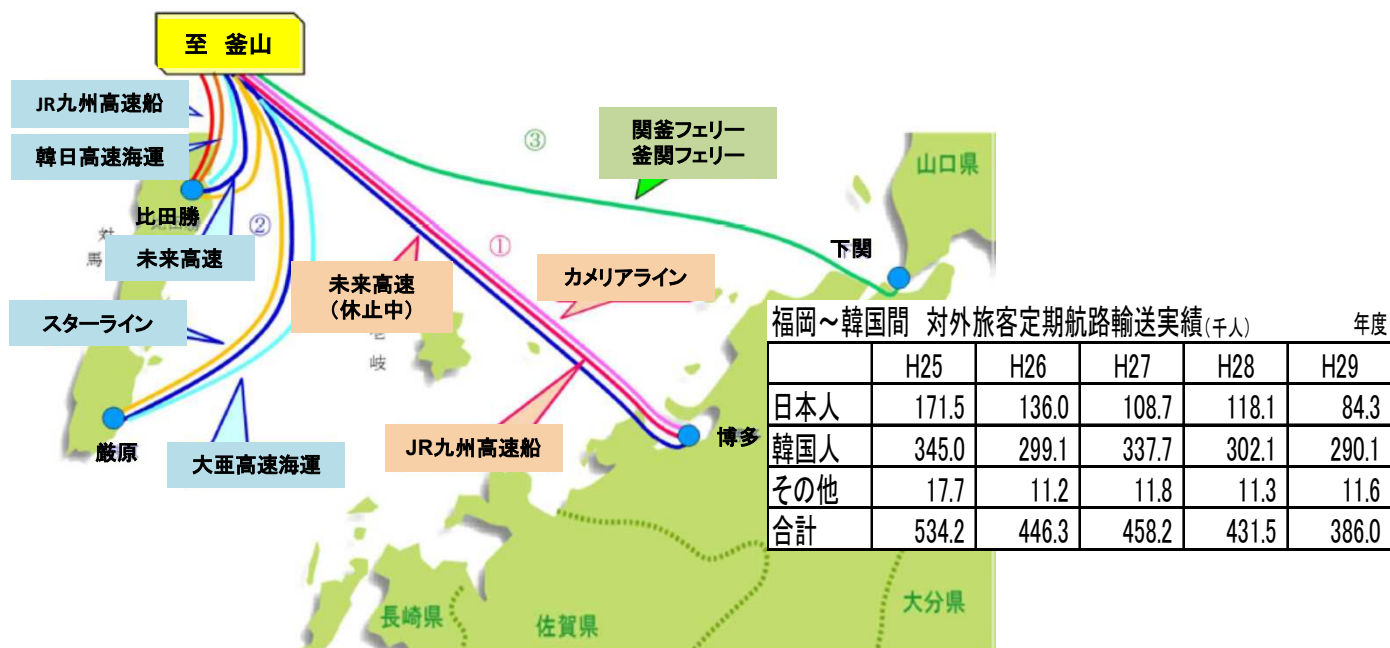
年度

	H25	H26	H27	H28	H29
離島補助航路車両	0.9	0.9	1.0	1.0	1.4
離島航路車両	6.7	6.5	6.6	6.8	10.3
長距離車両	35.9	34.9	36.2	38.2	50.5

5. 対外旅客定期航路事業の概況

福岡県は、韓国に近いという地理的優位性から対外旅客定期航路が充実しており、平成30年12月現在、博多～釜山間を3社（うち運休中1社）（旅客船1隻、ジェットフォイル4隻（うち運休中1隻））が運航している。

博多と釜山を結ぶ対外旅客定期航路事業の輸送実績は、平成19年度に過去最高の83万人台を記録したが、その後の日韓の政治、経済動向、新型インフルエンザ・MARSの発症、セウォル号沈没事故などの影響により利用者の変動が著しい状況にある。さらに、一昨年の熊本地震や朝鮮半島情勢の緊迫化、日韓の歴史問題の影響を受けて対前年度約4.6万人（10.6%）減少の38.6万人であった。



6. 海事産業次世代人材育成事業の概況

九州運輸局では、平成20年2月に海事関係団体とともに「九州海事産業次世代人材育成推進協議会」を設置し、青少年に海の大切さ、海事産業の役割と重要性の周知を図るため海事施設見学会等により広報活動を強力に推進している。

福岡運輸支局では門司港庁舎と若松海事事務所が合同で、平成29年度、福岡県内の小・中学校4校の児童・生徒79人と引率先生9人を対象にした海事施設見学会を実施した。また、前年度に続き北九州市の大学生24人を対象にした見学会を実施して、周知の域を広げる取組を行った。



物流の実務の講義を受ける大学生



カーフェリーの船橋を見学する中学生

港湾運送事業の概況

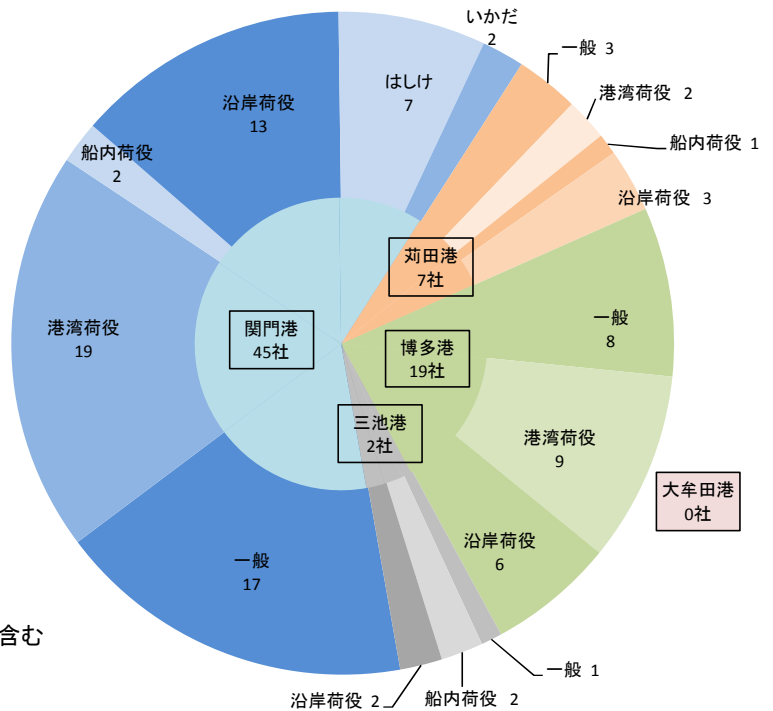
運航担当

1. 港湾運送事業者

平成30年3月31日現在

県内の港湾運送指定港湾は、関門港、苅田港、博多港、大牟田港、三池港の5港で、平成30年3月31日現在、実事業者数は66社であり、港別の事業者数は右表の示すとおりとなっている。なお、港湾運送事業者の規模は66社のうち資本金1億円以上は20社、1億円未満は46社となっており、大半が小規模事業者である。

※ 上記事業者の他に鑑定事業者1社



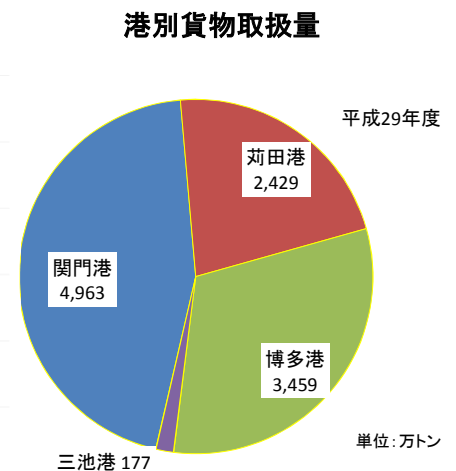
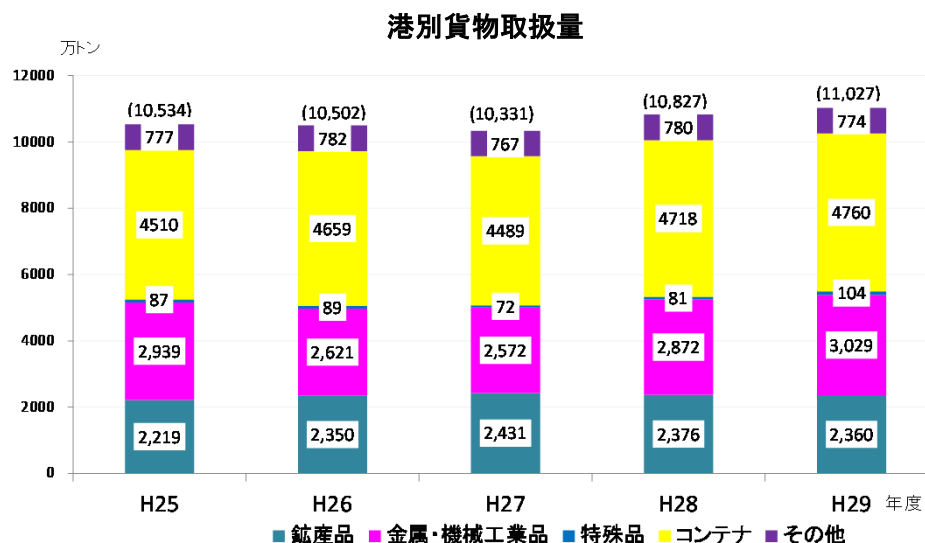
※ 関門港には下関の事業者を含む

2. 港湾荷役実績

県内の港湾運送指定港湾の平成29年度の港湾荷役実績は、11,027万トンで、前年度に比べ200万トン(1.8%)増加した。

主要取扱貨物は、特殊品(コンテナ(タイヤ、雑貨類))、金属・機械工業品、鉱産品であり、中でもコンテナが、全取扱量の約43%を占めている。

関門港、博多港においては、近年の著しいコンテナ輸送需要の増加やコンテナ船の大型化に対応するため、ひびき地区やアイランドシティ地区において港湾及び関連施設の整備が進められている。



【造船業】

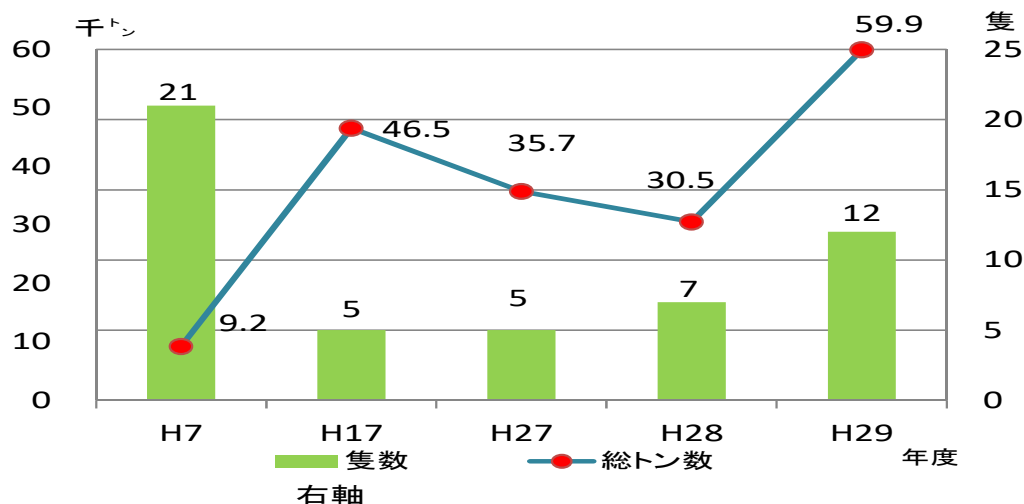
県内のほとんどの造船所は、内航船や小型漁船を対象としており、「修繕」が事業の主体となっている。

【船用工業】

管内の事業者数は34者で、ほとんどが小規模事業者である。

船用工業の生産高は、平成28年は1,762百万円で、前年に比べて1,031百万円(36.9%)減少した。

1. 船舶建造実績の推移(竣工ベース)



船舶建造実績の推移(竣工ベース)(単位:千トン)

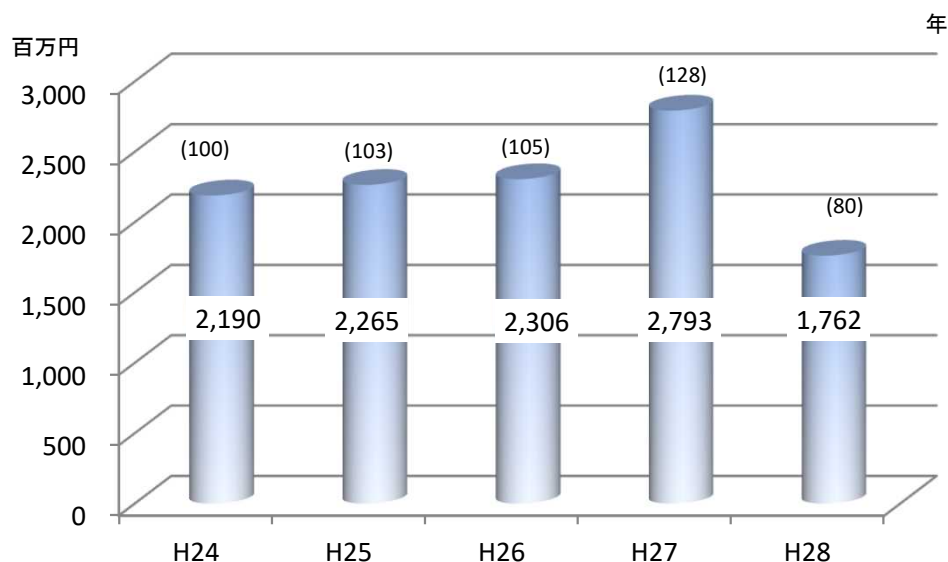
年度

	H7	H17	H27	H28	H29
隻数	21	5	5	7	12
総トン数	9.2	46.5	35.7	30.5	59.9

2. 船用関連事業者数 (平成29年10月1日現在)

船用内燃機関修理 12	船用補助機関製造 3	船用補助 機関修理 1	軸系及びプロペラ修理 3	航海用機器類修理 4	ぎ装品製造 6	ぎ装品 修理 2	部分品・ 付属品 製造 2	その他の 製品修理 1
----------------	---------------	-------------------	-----------------	---------------	------------	----------------	------------------------	-------------------

3. 船用関連事業生産高の推移



※各数値には長崎県の一部(壱岐市・対馬市)を含む。

※()は指数

※船用工業統計年報より

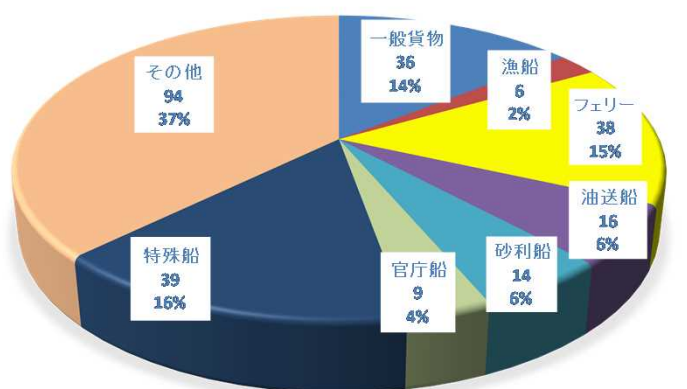
船舶登録の概況

船舶担当

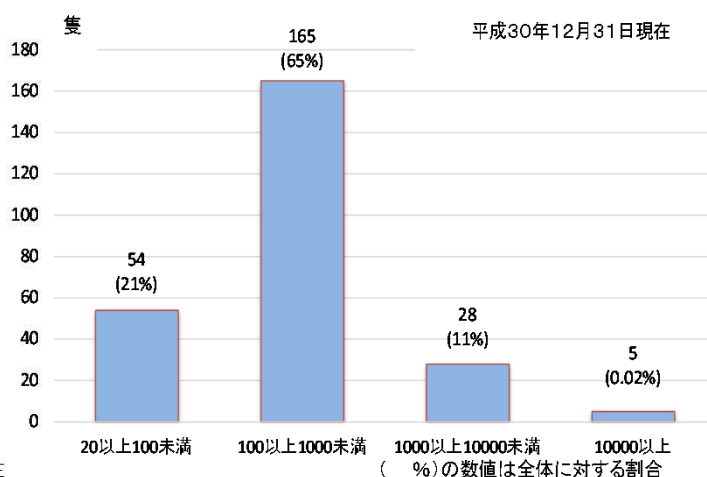
平成30年12月31日現在、福岡県内(市及び町)に船籍港を定める船舶の隻数は252隻、合計トン数は、338.531.75トンである。用途別の隻数は、作業船等(その他)が94隻で最も多く、2番目に特殊船が39隻、次に旅客船が38隻、以下は一般貨物船の36隻、油送船16隻、砂利船14隻、官庁船9、漁船6隻の順となっています。

また、トン数階層別の隻数では、100トン以上1000トン未満が167隻と最も多く2番目に20トン以上100トン未満が54隻、3番目に1000トン以上10000トン未満が28隻、4番目に10000トン以上4隻となっている。

用途別在籍船舶隻数



トン数階層別在籍船舶隻数



在籍船舶の推移



モーターボート競走の概況

船舶担当

福岡県内には、福岡競走場、芦屋競走場及び若松競走場があり、モーターボート競走が施行されている。各競走場の概要と売上額等の推移は下表のとおりである。

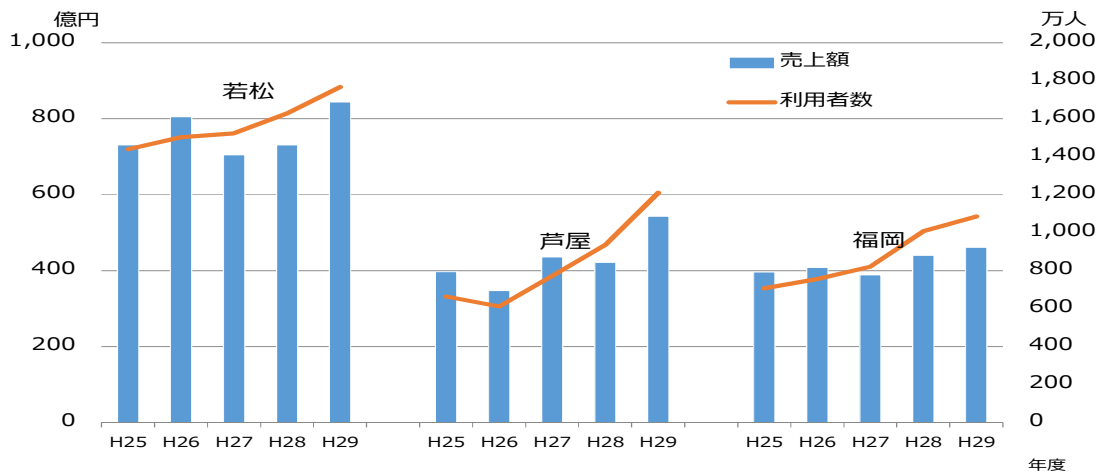
1. 各競走場の概況

平成30年10月1日現在

競走場名	施行者名	開催日数 (平成29年度)	施行者指定年月日	場外発売場
福岡競走場	福岡市	162	昭和28年8月13日	
	福岡都市圏広域行政事業組合	24	※平成元年4月1日	
芦屋競走場	芦屋町	192	昭和27年10月18日	ポートピア勝山 ポートピア高城 ポートピア金峰 ミニポートピア天文館 ミニポートピア日向 ミニポートピア嘉麻 ミニポートピア宮崎 オラレ日南
若松競走場	北九州市	170	昭和28年10月18日	ミニポートピア北九州メディアドーム
	中間市行橋市競艇組合	24	※昭和44年4月1日	

※は初回指定年月日であり、その都度期限付で指定を受けている。

2. 福岡県内の各競走場の売上高及び利用者の推移



(単位:売上高 百万円 利用者数 千人)

年度		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
競走場	売上額	73,062	80,488	70,500	73,070	84,364
	利用者数	14,392	15,023	15,239	16,284	17,673
芦屋	売上額	39,756	34,737	43,563	42,135	54,343
	利用者数	6,638	6,118	7,718	9,345	12,098
福岡	売上額	39,585	40,861	38,903	44,000	46,122
	利用者数	7,067	7,560	8,218	10,086	10,858
県内計	売上額	152,403	156,086	152,966	159,205	184,829
	利用者数	28,097	28,701	31,175	35,715	40,629
全国計	売上額	947,594	995,288	1,042,282	1,111,151	1,237,881
	利用者数	181,056	191,410	217,114	253,135	292,215

資料:一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会

※利用者数は、競走場入場者数に、外向発売、電話投票、場外発売の各利用者数を加えた数である。

船舶検査業務の概況

検査担当

船舶の航行中に海難事故が発生した場合には、人命及び船舶の損失、海洋汚染等多大な影響を社会に及ぼすことになる。このため、船舶及び機関等の設計・製造段階から廃船に至るまでの間、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等に基づき、船舶が航行するための必要な構造、設備等に関する技術基準に適合していることを造船所等で確認している。

検査の種類としては、製造検査、定期検査、中間検査、臨時検査、予備検査等があり、合格したものについては条約証書や船舶検査証書等を交付している。

船員関係業務の概況

船員担当

平成29年10月1日現在における県内の船員法適用船舶所有者は412事業者、船舶数は732隻、船員数は2,986人である。（予備船員は除く）

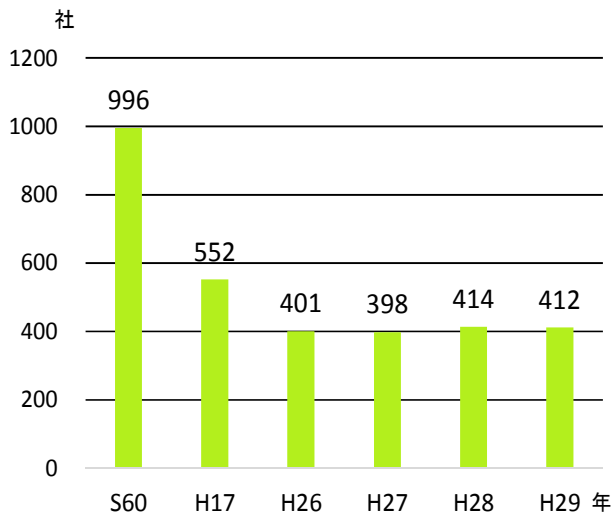
また、船員の船種別構成については、汽船船員が45.9%、漁船船員が17.4%、その他の船員が36.7%となっている。（その他とは官庁船、引き船、作業船等をいう。）

1. 船員法適用船舶所有事業者の推移

（各年10月1日現在）

2. 福岡県内船員等の推移

（各年10月1日現在）



	S60年	H17年	H26年	H27年	H28年	H29年
汽船	2,408	1,401	1,283	1,321	1,324	1,370
漁船	3,958	1,003	563	288	517	521
その他	1,465	1,408	1,114	1,145	1,133	1,095
計	7,831	3,812	2,960	2,754	2,974	2,986
船舶隻数	1,609	932	688	698	729	732

一部長崎県(老岐・対馬)を含む

3. 福岡県内の船員法に基づく各種資格認定等の推移(証印関係分)

	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
航海当直部員(甲板機関)	23	22	3	9	6
航海当直部員(甲板)	61	61	79	91	90
航海当直部員(機関)	11	15	41	57	47
タンカー危険物取扱責任者	65	63	105	112	88
RORO旅客船の要件確認	33	37	21	34	27
計	193	198	249	303	258

船員災害・疾病発生状況の推移(船種別・職種別)

- ・ 県内の平成28年度における船員災害疾病発生件数は、下表のとおりであり、これは3日以上の休業を要した災害と疾病について集計したものである。
- ・ 実数でみると災害は17人、疾病は24人であった。千人率でみると災害は5.7、疾病は8.1であった。
- ・ (千人率とは船員1,000人あたりの年間発生率、その他とは官公庁船、引き船、作業船等をいう。)

1. 災害発生状況の推移

単位: 人

年度

	H24年		H25年		H26年		H27年		H28年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	12	8.3	11	8.0	10	7.8	13	9.8	11	8.3
漁船	4	7.3	5	7.6	2	3.6	9	31.3	2	3.9
その他	6	5.1	6	5.7	11	9.9	10	8.7	4	3.5
計	22	7.3	22	7.1	23	7.8	32	11.6	17	5.7

2. 疾病発生状況の推移

単位: 人

年度

	H24年		H25年		H26年		H27年		H28年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	16	11.1	21	15.3	8	6.2	11	8.3	17	12.8
漁船	2	3.7	3	4.5	1	1.8	0	0.0	0	0.0
その他	5	3.8	3	2.8	6	5.4	9	7.9	7	6.2
計	23	7.6	27	8.7	15	5.1	20	7.3	24	8.1

3. 船員災害・疾病発生状況合計の推移

単位: 人

年度

	H24年		H25年		H26年		H27年		H28年	
		千人率		千人率		千人率		千人率		千人率
汽船	28	19.4	32	23.3	18	14.0	24	18.2	28	21.1
漁船	6	10.9	8	12.1	3	5.3	9	31.3	2	3.9
その他	11	10.6	9	8.5	17	15.3	19	16.6	11	9.7
計	45	14.8	49	15.9	38	12.8	52	18.9	41	13.8

一部長崎県(壱岐・対馬)を含む

海技資格及び水先関係業務の概況

船員担当

1. 海技士免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
免許	666	485	519	532	684
更新	711	589	643	651	588
再交付	91	89	105	112	96
訂正	26	31	36	29	41
限定解除	156	270	517	474	208

2. 小型船舶操縦免許取扱件数の推移

単位: 件	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
免許	4,514	4,540	4,625	4,777	4,920
更新	14,169	11,868	9,766	10,376	11,845
再交付	1,892	1,765	1,740	1,745	1,736
訂正	71	92	77	71	91

3. 水先法航海実歴認定件数の推移

単位: 件	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
認定件数	26	41	29	37	41

船員職業安定関係業務の概況

船員担当

県内における職業紹介実績の推移は下表のとおりで、平成29年度は、新規求人及び新規求職数は減少したものの、成立数は増加した。

また、県内における船員失業保険金支給実績の推移は下表のとおりである。

1. 船員職業紹介実績の推移

単位: 件	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
求人申込数	451	702	525	571	558
求職申込数	344	363	381	325	300
成立	85	82	55	43	61

2. 船員失業保険金支給実績の推移

	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
支給金額(10万円)	202.4	106.8	133.6	151.7	73.8
受給者実数(人)	137	67	92	110	47
支給件数(件)	154	85	101	126	50
年度末受給者数	7	5	7	6	2

運航労務監理官関係業務の概況

運航労務監理官

運航労務監理官とは、船舶運航事業における安全の確保を目的として設置されている執行官であり、次の4つの業務を行っている。

- ① 船員法関係法令に基づき船員の労働条件・労働環境の保護を目的とする船舶及び事業場監査業務
- ② 海上運送法・内航海運業法に基づく船舶の安全運航の確保を目的とする運航監理業務、船舶運航事業者を対象とした運航安全管理研修会の実施及び運輸安全マネジメント評価の実施
- ③ 船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく船舶乗組員に必要とされる海技資格を確認する立入検査業務
- ④ 船員職業安定法に基づく船員派遣事業の適正な運営の確保を目的とする立入検査業務

なお、福岡県内では、九州運輸局に9人、福岡運輸支局（門司港庁舎）に2人、若松海事事務所に2人計3ヶ所13人の運航労務監理官が配置されている。

船舶（事業場）監査状況の推移（福岡県）

1. 船舶（事業場）・船員の監査数の推移

	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
監査延日数（日）	159	325	344	362	450
監査船員数（人）	623	939	1,070	1,418	1,189
監査船舶数（隻）	121	159	178	204	223

2. 船舶（事業場）・船員の違反件数等の推移

	年度				
	H25	H26	H27	H28	H29
違反船舶数（隻）	8	7	11	13	14
違反件数（件）	11	7	17	18	19
勧告船舶数（隻）	5	8	3	3	11
勧告件数（件）	7	8	6	6	17

外国船舶監督業務の概況

外国船舶監督官

船舶は、船舶及び人命の安全、また海洋環境保護を目的として締結された国際条約に基づく規則を満足しなければならず、船籍国はこれら規則を遵守させる責任がある。しかし、船籍国の中には十分な船舶検査制度及び船員資格要件を確立していない国もある。1970年代に増加した、税金及び船員の賃金等の運航コスト削減のため第三国に船籍を置く便宜置籍船の船籍国の多くは、前述した責任を十分に果たしていない国々であり、これが条約基準を満たさない船舶（「サブスタンダード船」と呼ぶ）の増加の最大の要因となった。これら船籍国の責任を補完するため、国際海事機関により寄港国による外国船舶の検査（「Port State Control = PSC」と呼ぶ）が制定された。

外国船舶監督官は、これらサブスタンダード船の排除を目的として船舶へ訪船し、船体構造、航海・安全設備、海洋汚染防止設備並びに船員資格等の検査を実施している。検査において発見された欠陥については、船長に対し適切な措置を行うようは正指導を行っている。また、海難船舶に対しては、次の航海の安全と海洋環境の保全を目的として検査を実施している。

福岡県では、九州運輸局（本局）に外国船舶監督官6名及び福岡運輸支局（門司港庁舎）に外国船舶監督官3名が配置されている。

また、若松海事事務所には外国船舶監督官が未配置であるため、運航労務監理官2名が外国船舶監督業務を担当している。

なお、平成29年度の管内の検査実績は147隻である。



外観検査



書類検査



船内巡視（船橋）



船内巡視（機関室）

自動車技術総合機構は、国土交通省所管の独立行政法人で福岡県内に4箇所の事務所があります。

平成14年7月に国が普通自動車の検査業務(いわゆる「車検」)を切り離し、保安基準適合性審査業務を自動車検査法人に移管して行う事とされたため発足しました。

平成28年4月1日より「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」(平成27年法律第44号平成27年6月24日公布)に基づき、旧自動車検査独立行政法人及び旧独立行政法人交通安全環境研究所の2法人を統合し、併せて国が行う登録基準の適合性審査に係る確認調査業務を移管して行うこととされ、自動車技術総合機構が設立されました。

車検場の検査業務では、検査の高度化により検査データの電子化を行い、そのデータの分析を通じて検査方法の改善を図ることを推進しており、また、検査後の不正二次架装や自動車検査票の改ざん等の不正受検の防止をするため、新規検査の際に、自動車の寸法測定に合わせて車体の架装状態の画像データが取得可能な三次元測定器を使用した検査を運用しています。

車検場での検査業務以外にも、社会的要請の高い街頭での検査を実施し、実際走行している車両の基準適合性の確保を図ります。検査業務を通して、安全で環境にやさしい車社会を守る役割を果たしています。

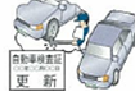
また、カー用品ショップ等で不正改造防止のための啓発活動を行っています。

自動車の登録確認調査業務(申請書類の事前確認業務等)

自動車の登録に関する申請書について、国から依頼を受けて自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行っています。



自動車検査の主な種類

検査の種類	内 容	主に使用する検査コース
 新規検査	新たに自動車を使用するときに受ける検査 (道路運送車両法第59条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 継続検査	自動車検査証の有効期間を更新するときに受ける検査 (同法第62条)	● 保安コース
 構造等変更検査	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更が生じるような改造をしたときに受ける検査 (同法第67条) (保安基準適合性審査の他、寸法・重量測定)	● 保安コース ● 計測コース
 街頭検査	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行われる検査 (同法第100条)	———

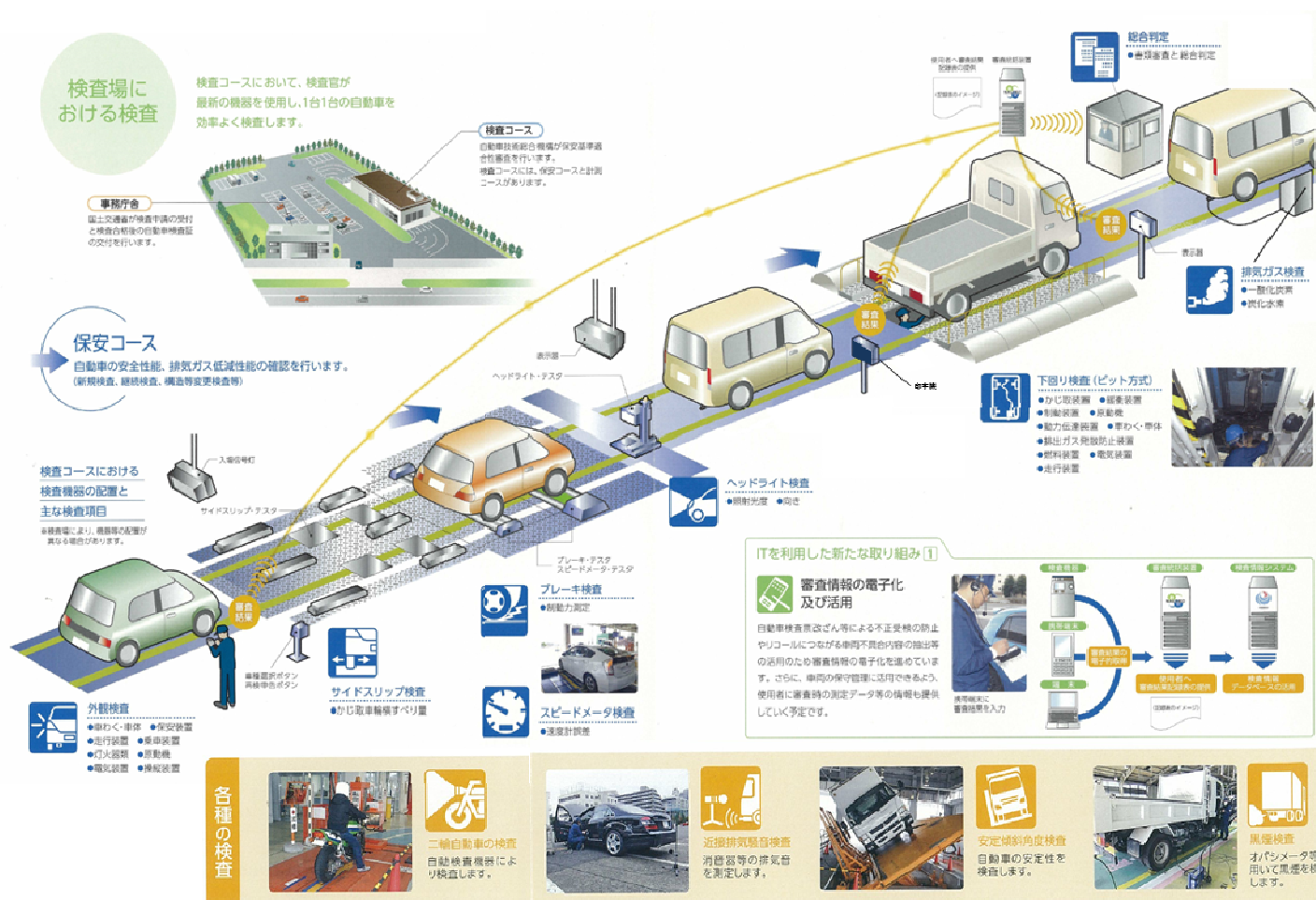
自動車検査における自動車技術総合機構の役割

自動車技術総合機構は、道路運送車両法に基づき、自動車検査のうち、保安基準適合性審査を担っています

自動車検査の流れと業務の分担



各事務所車検場での検査



街頭検査

路上等において検査官が検査を行います。

整備不良車や不正改造車に対しては、国土交通省の担当官が整備命令の発令等を行います。

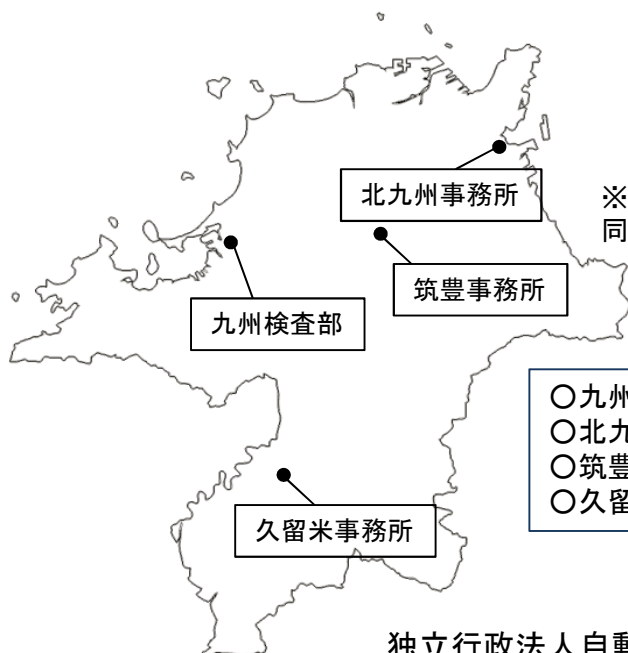


不正改造車の使用等が多いと想定される地域での特別街頭検査を実施

カスタムカーショーの会場周辺や『初日の出暴走』など、不正改造車が多いと想定される地域において、不正改造車を排除するための特別街頭検査を実施しています。



福岡4事務所の位置及び住所



※福岡運輸支局(本庁舎)及び県内の自動車検査登録事務所と同一場所に所在しています。

- 九州検査部 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10-40
- 北九州事務所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曾根4-1
- 筑豊事務所 〒820-0115 飯塚市仁保23-29
- 久留米事務所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290

独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ
<http://www.naltec.go.jp/>

福岡運輸支局等の概況

- 昭和22年3月 (福岡自動車事務所)
臨時物資需給調整法に基づく事務を処理するため、運輸省告示第71号によって、各都道府県庁所在地に自動車事務所を設置。
同年5月、自動車交通事業法に関する事務が都道府県により移管され、自動車行政事務を行う。
福岡自動車事務所を国鉄吉塚駅構内に設置。
- 昭和23年1月 (福岡道路運送法監理事務所)
道路運送法の施行に伴い、従来の自動車事務所を廃止。
各県庁所在地に道路運送管理事務所を設置し、運輸省の地方出先機関として陸運行政を行う。
- 昭和24年8月 (福岡陸運局福岡分室)
運輸省設置法の制定に伴い、運輸省令第42号により、道路運送監理事務所を廃止し、福岡陸運局福岡分室となる。
- 昭和24年11月 (福岡県陸運事務所)
昭和24年8月1日、陸運局分室を廃止し地方自治法付則第4項により、陸運事務所を設置。
- 昭和40年5月 (北九州支所の開設)
北九州市小倉南区北方に北九州支所を開設し、5市・4郡を管轄区域とし業務を開始。
- 昭和43年3月 福岡市東区千早に移転。
- 昭和51年4月 北九州支所の庁舎・車検場を「小倉南区新曾根」に移転。
- 昭和54年2月 (久留米支所の開設)
久留米市上津町に久留米支所を開設し8市7郡を管轄区域として業務を開始。
- 昭和59年7月 (九州運輸局発足)
福岡陸運局と九州海運局を統合し、九州運輸局発足。
- 昭和60年4月 (陸運支局及び自動車検査登録事務所)
道路運送法等の一部を改正することにより陸運事務所・支所は陸運支局及び自動車検査登録事務所となり、運輸省直轄となる。
- 昭和60年10月 (筑豊自動車検査登録事務所の開設)
嘉穂郡庄内町に筑豊自動車検査登録事務所を開設し、4市3郡を管轄区域として業務を開始。
- 平成13年1月 (国土交通省発足)
中央省庁再編により、運輸省は北海道開発庁、国土庁、建設省と統合し、「国土交通省」となった。
- 平成14年7月 (福岡運輸支局発足)
福岡陸運支局と福岡海運支局を統合し、福岡運輸支局発足。
また、「検査部門」が「自動車検査独立行政法人九州検査部」へ移行した。
- 平成18年7月 (スタッフ制への移行)
組織改正により、全ての課がスタッフ制へと移行した。

福岡運輸支局(門司港庁舎)の沿革

昭和18年11月	官制改正により運輸通信省が新設され「門司海務局」の業務に税関業務を併合して「門司海運局」と改称し、博多支局及び博多支局博多港駅出張所、福岡飛行場出張所を開設。
昭和19年6月	博多支局を福岡支局と改称。
昭和20年5月	官制改正により運輸通信省は、運輸省と通信省に分離。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和21年2月	福岡飛行場出張所を廃止。
昭和21年6月	官制改正により税関業務を大蔵省へ移管。 福岡支局博多港駅出張所を廃止。
昭和22年4月	官制改正により海港検疫業務を厚生省に、動物検疫及び植物検疫業務を農林省に移管。
昭和23年5月	官制改正により船舶職員試験、港則法関係業務を海上保安庁に移管。
昭和24年1月	官制改正により船舶検査関係事務を海上保安庁へ移管。
昭和24年6月	運輸省設置法及び海運支局等組織規定を公布。
昭和26年6月	厳原支局(昭和18年11月設置)を出張所に降格、福岡支局の管轄下となり、厳原支局芦辺出張所も福岡支局芦辺出張所となる。
昭和27年8月	運輸省設置法を一部改正。船舶安全法、船舶職員法関係業務を海上保安庁から移管、公共船員職業安定所は海運局内部機構となり、名称を船員職業安定所と改称。福岡支局に船員職業安定所を設置。
昭和31年1月	福岡支局芦辺出張所を福岡支局壱岐出張所と改称。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、福岡支局に専任の船員労務官を配置。
昭和41年4月	福岡港湾合同庁舎竣工、石城町より移転。
昭和46年4月	厳原出張所、壱岐出張所を廃止。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部改正により、地方海運局と地方陸運局を統合し地方運輸局を設置。「九州海運局福岡支局」を「九州運輸局福岡海運支局」と改称。
平成9年4月	外国船舶監督官制度が創設され、福岡海運支局に外国船舶監督官を設置。
平成13年1月	中央省庁再編により、運輸省が「国土交通省」となる。
平成14年7月	地方運輸局の組織再編により、「福岡陸運支局」と「福岡海運支局」を統合し、「福岡運輸支局」を設置。
平成15年4月	三池海事事務所が廃止され、同事務所が管轄していた福岡県に係る区域が管轄区域に追加。
平成16年3月	福岡港湾合同庁舎移転竣工、沖浜町1-22より移転。
平成18年7月	「課」制を廃止して「スタッフ」制を導入。
平成18年8月	支局沖浜庁舎を閉庁して門司港庁舎を開設。

若松海事事務所の沿革

昭和10年9月	熊本通信局海事部若松出張所が開設された。
昭和16年2月	官制制定に伴い、門司海務局が設置され、門司海務局若松支局となり船舶・船員・港務及び検疫関係事務が移管された。
昭和18年11月	官制改正により、門司海務局に門司税関が合併、門司海運局と改称され、同時に本局直轄の出張所となった。
昭和20年2月	門司海運局若松出張所が門司海運局洞海湾部と改称された。
昭和20年6月	官制改正により、門司海運局が九州海運局と改称された。
昭和20年11月	九州海運局洞海湾部は廃止され、本局直轄若松出張所となった。
昭和21年6月	若松支局に昇格した。
昭和23年5月	官制改正により、港則法、船舶職員法関係事務を海上保安庁に移管された。
昭和23年12月	船員職業安定法施行に伴い、若松公共船員職業安定所が開設され、事務所が若松支局内に置かれた。
昭和24年1月	官制改正により、船舶安全法関係事務が海上保安庁に移管された。
昭和24年4月	八幡市、戸畑市にそれぞれ分室が設置された。
昭和24年6月	八幡分室が出張所に昇格(本局直轄)した。
昭和26年6月	八幡出張所(本局直轄)は若松支局八幡出張所となった。
昭和27年8月	運輸省設置法の一部改正により、海上保安庁所掌業務のうち船舶安全法関係事務及び船舶職員法関係業務が移管された。 また、若松公共船員職業安定所は、内部機構となり若松支局船員職業安定所と改称した。
昭和31年1月	戸畑分室が出張所に昇格した。
昭和37年1月	戸畑新港分室が設置された。
昭和39年6月	船員労務官制度が組織化され、専任の船員労務官が配置された。
昭和46年4月	運輸省設置法の一部改正により、戸畑・八幡の各出張所を廃止、九州海運局長通達により、戸畑新港分室が廃止された。
昭和59年7月	運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、九州運輸局若松海運支局と改称された。
平成13年1月	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の規定により国土交通省となった。
平成14年7月	国土交通省設置法の一部を改正する法律等により、九州運輸局若松海運支局は九州運輸局福岡運輸支局若松海事事務所となった。
平成18年7月	運輸支局等において、課制を改めスタッフ制が導入された。

福岡運輸支局等の主な業務内容

福岡運輸支局（本庁舎）

総務企画部門

倉庫業に関すること。
交通に関する消費者・利用者ニーズの収集、把握に関すること。
総務、人事、会計に関すること。

輸送部門

自動車運送事業に関すること。

監査部門

自動車運送事業の指導及び業務監査の実施。

整備部門

自動車の整備事業の指導監督、環境対策、運送事業の安全対策、リコール、対策、街頭検査に関すること。

登録部門

自動車の登録に関する事務、自動車の統計に関すること。

福岡運輸支局（門司港庁舎）

運航部門

倉庫業に関すること。
旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。

船舶部門

船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。

船舶検査官

船舶の検査及びISM等の審査に関すること。

外国船舶監督官

外国船舶の監督に関すること。

北九州、久留米、筑豊の自動車検査登録事務所

自動車の登録事務に関すること。

若松海事事務所

監理部門

倉庫業に関すること。
旅客航路事業、内航海運業、港湾運送事業、沿岸輸送及び不開港場寄港特許並びに海事代理士に関すること。
船舶の登録、測度及び検査に関すること。
造船及び船用工業に関すること。
モーターボート競走に関すること。

船員部門

船員の雇入・雇止、船員手帳・海技免状及び求人・求職、失業保険に関すること。
航行報告、水先に関すること。

運航労務監理官

安全管理規程及び船員の労務管理に関すること。
外国船舶監督のうち船員に関すること。

管轄区域

福岡運輸支局(本庁舎)

輸送関係業務・監査関係業務・整備関係業務	福岡県内一円
倉庫関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市(H30.10.1～)、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、小郡市、朝倉市、久留米市、うきは市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、大牟田市、みやま市、筑紫郡(～H30.9.30)、糟屋郡、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡及び長崎県のうち対馬市、壱岐市
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市(H30.10.1～)、福津市、宗像市、糸島市、古賀市、糟屋郡、筑紫郡(～H30.9.30)

福岡運輸支局(門司港庁舎)

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、飯塚市、田川市、嘉麻市、京都郡、築上郡、田川郡、嘉穂郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、行橋市、豊前市、田川市、京都郡、築上郡、田川郡

北九州自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都郡、築上郡
-------------------	-------------------------------------

久留米自動車検査登録事務所

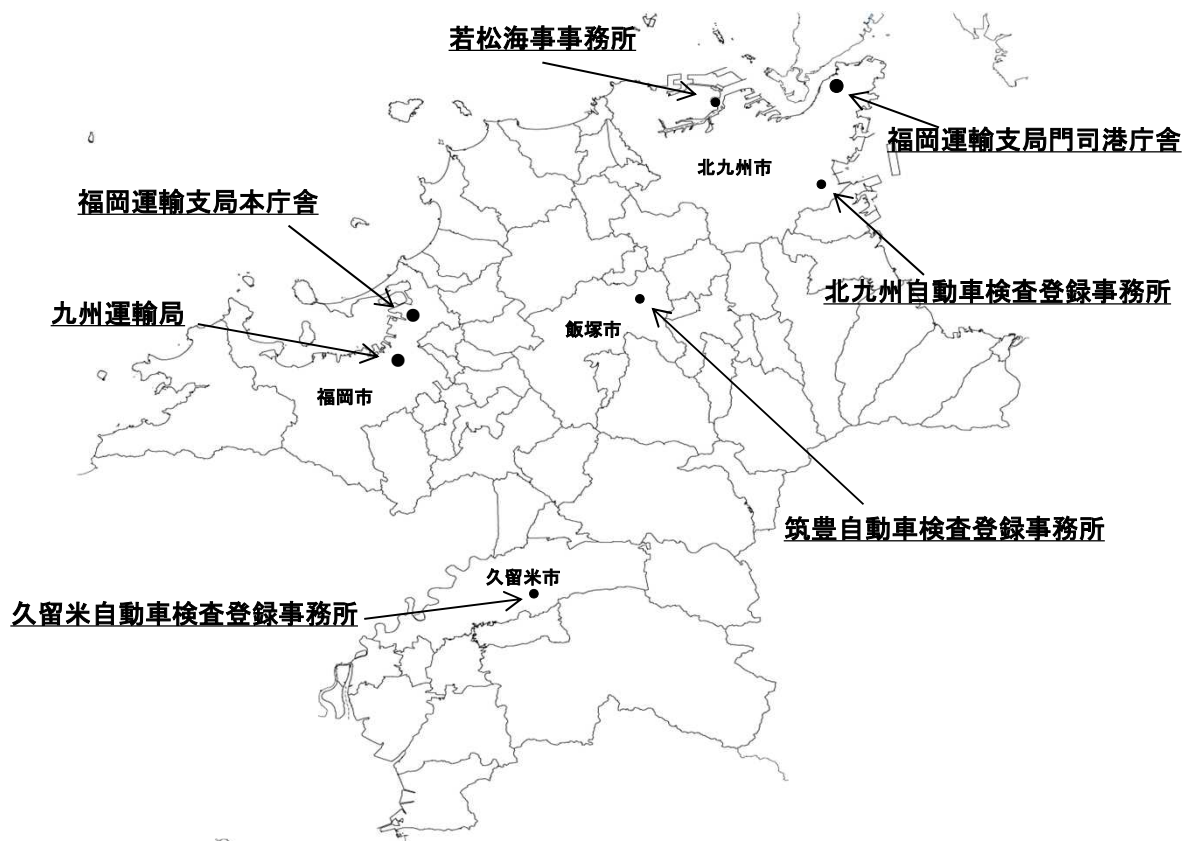
自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、久留米市、大牟田市、柳川市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、みやま市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡
-------------------	--

筑豊自動車検査登録事務所

自動車登録関係業務及び検査関係業務	福岡県のうち、直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、宮若市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
-------------------	--

若松海事事務所

海事関係業務及び倉庫関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡
船員職業安定関係業務	福岡県のうち、北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、宗像市、福津市、飯塚市、嘉麻市、直方市、中間市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡、嘉穂郡



九州運輸局福岡運輸支局(本庁舎)

住 所 〒813-8577 福岡市東区千早3丁目10番40号
 電 話 総務企画部門 092(673)1190 輸送部門 092(673)1191
 監査部門 092(673)1195 整備部門 092(673)1196
 登録コールセンター 050(5540)2078
 F A X (1階) 092(673)1197 (2階) 092(681)8090

九州運輸局福岡運輸支局(門司港庁舎)

住 所 〒801-8585 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎6階
 電 話 代表 093(322)2700 F A X 093(322)2711

九州運輸局福岡運輸支局 北九州自動車検査登録事務所

住 所 〒800-0211 北九州市小倉南区新曽根4番1号
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2079 検査関係 093(473)0481
 F A X 093(472)6451

九州運輸局福岡運輸支局 筑豊自動車検査登録事務所

住 所 〒820-0115 飯塚市仁保23番39号
 電 話 登録・検査コールセンター 050(5540)2080
 F A X 0948(82)3729

九州運輸局福岡運輸支局 久留米自動車検査登録事務所

住 所 〒830-0052 久留米市上津町2203-290
 電 話 登録コールセンター 050(5540)2081 検査関係 0942(21)9291
 F A X 0942(22)3085

九州運輸局福岡運輸支局 若松海事事務所

住 所 〒808-0034 北九州市若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎
 電 話 代表 093(751)8111 F A X 093(751)5382